2026年度

NAUI
保険のご案内

メンバー賠償責任保険
NAUIメンバーとして指導する方は必須

●

傷害保険
個人メンバーの方もご加入をお勧めいたします

●

スクーバセンター店舗関連賠償責任保険

●

メンバー生産物賠償責任保険

●

ダイビングボート補償保険

●

使用者賠償責任補償

●

所得補償保険

大切な
お知らせです。
必ず中を
ご覧ください。

指導中のミスで参加者にケガをさせてしまった!

メンバー賠償責任保険

〔施設所有（管理）者賠償責任保険〕

「国外危険補償特約、懲罰的損害賠償金等補償対象外特約、被保険者および対象業務に関する特約、包括契約に関する特約等セット」

保険の特長

NAUIメンバーが実施するNAUIの各種講習・ツアー・イベントに直接従事中に発生した事故により、被保険者がNAUIの各種講習参加者、ツアー参加者、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

※NAUIの各種講習とは、スクーバダイビング、スキンダイビング、フリーダイビング、マーメイドダイビング、スノーケリング、NAUI CPR & First Aidを含み、NAUIが定める各種コース・プログラムを指します。
※ツアー・イベントとは、各種ダイビング、スノーケリング、カヌー、カヤック、キャニオニング、磯遊び、海水浴、SUP（スタンドアップパドルボード）などの動力船を用いない水上アクティビティ等を指します。

はじめに

NAUIメンバーが、それぞれの保有資格に応じた業務を実施される場合、「メンバー賠償責任保険」へのご加入が不可欠です。
NAUIメンバーとして活動される方は、本保険へのご加入が必要です。

●加入資格

NAUI JAPANに登録しているNAUIメンバー

●被保険者（補償の対象となる方）

保険加入者（NAUI JAPANに登録しているNAUIメンバー）、保険加入者が所属するショップおよびショップの経営者、保険加入者に業務を委託した者（NAUIスクーバセンターなど）および株式会社ナウイエンタープライズ

●補償の対象となる事故の発生地

補償の対象となる事故の発生地は「国内・海外」です。（国外危険補償特約）
（1）法人については日本国内に本社が存在する場合のみ「被保険者」となります。
（2）個人についてはNAUIメンバーの方は海外在住でも「被保険者」となります。

●保険期間（ご契約期間）

2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時まで

●補償金額

	1名・1事故につき	免責金額（自己負担額）
対人・対物共通支払限度額	10億円	な　し

●年間保険料

インストラクター	年間18,000円
リーダーシップ（ダイブマスター、アシスタントインストラクター、スキンダイビングインストラクター、スノーケリングリーダー）	年間12,000円
フリーダイビングインストラクター	年間12,000円

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。

①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損、汚損の場合は修理費用、逸失利益など
③その他…権利保全行使費用、損害防止費用、協力費用、応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士費用など

●保険金をお支払いできない主な場合

①保険契約者または被保険者の故意による事故
②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
③損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する損害賠償責任
④車両、船、航空機の所有・使用・管理に起因する事故
⑤店舗管理上の損害賠償責任
⑥参加者または第三者の財物を預かって保管、使用または加工している間に、その預かった財物を損壊させたことにより負担する損害賠償責任
⑦NAUIメンバーがそれぞれの資格なしにそれぞれの業務を行った場合の事故
⑧株式会社ナウイエンタープライズに登録を受けていない場合および最新のNAUIコース基準に定められた基準を著しく逸脱することによって発生した事故
⑨NAUIメンバーが所属するショップの使用人（非常勤スタッフを含みます）に対して、その使用人が業務従事中に被った事故に起因する損害賠償責任
※スタッフなど従業員に対する事故は、就業時間中または就業時間外を問わず、NAUIメンバーがNAUIの各種講習もしくはツアー・イベントの指導に直接従事中に発生した事故であっても、「保険金をお支払いできない主な場合」に該当します。
⑩レクリエーショナルダイビングの領域を超える各種ダイビングサービスを提供した場合の事故
⑪ダイビングツアー参加者の保有資格・経験等を超える各種ダイビングサービスを提供した場合の事故

など

●加入方法

メンバー賠償責任保険の窓口は全て株式会社ナウイエンタープライズです。資格更新時の保険料は「更新のご案内」に従って、新たにメンバーになられた場合のご加入については株式会社ナウイエンタープライズからの「保険のご案内」に従ってご加入ください。

●ご注意

本保険の保険契約者は、株式会社ナウイエンタープライズです。
店舗関連の賠償責任保険・傷害保険はセットされていません。スクーバセンターの皆さまは「スクーバセンター店舗関連賠償責任保険」「傷害保険」へのご加入もお勧めします。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」・「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
※補償内容の詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

NAUIメンバーに責任がなくても保険対応可能!

傷 害 保 険

傷害補償（標準型）特約セット　団体総合生活補償保険

保 険 の 特 長

保険契約者が実施する各種講習・ツアー・イベントの最中に参加者に発生した傷害事故について、NAUIメンバーおよびスタッフの過失（責任）の有無とは関係なく、保険金が支払われます。
また、NAUIメンバーおよびスタッフ自身の傷害事故についても保険金が支払われます。
★傷害入院時一時金は日帰り入院からお支払いの対象です。（免責期間0日）

＊傷害事故とは、「急激かつ偶然な外来の事故」が原因のケガをいいます。
＊補償期間および補償の対象は、参加者については、保険契約者が実施する各種講習・ツアー・イベント目的のため、所定の場所に集合した時から目的を終了して解散する時までの間とします。スタッフについては、就業中の間（通勤途上を含みます）とします。ただし、両者ともプライベートタイムや宿泊中は除外されます。
＊スタッフとは各種講習・ツアー・イベントに従事する方となります。

●保険契約者

NAUIスクーバセンター（国内加盟店）、NAUIメンバー（国内活動）

●被保険者（補償の対象となる方）

NAUIメンバー・スタッフおよび保険申込書に記載された各種講習・ツアー・イベント参加者全員（名簿の備付が必要です）

●保険期間（ご契約期間）

1年間

●ご加入コース（保険金額と年間保険料〈ご参考〉）

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数 180 日、傷害通院保険金支払対象期間 180 日（支払限度日数 90 日）、免責期間 0 日（入通院）、職種級別：A

補償内容			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース
傷害死亡・後遺障害保険金額			300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円
傷害入院保険金（日額）			—	—	—	3,000円	4,000円	5,000円	3,000円	4,000円	5,000円
傷害手術保険金			—	—	—	入院中：傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍					
傷害通院保険金（日額）			—	—	—	1,500円	2,000円	3,000円	1,500円	2,000円	3,000円
傷害入院時一時金額			—	—	—	—	—	—	100,000円	100,000円	100,000円
保険料（一人あたり）	スタッフ	団体割引なし	1,920円	3,200円	6,400円	5,670円	8,200円	13,500円	6,570円	9,100円	14,400円
	参加者	団体割引なし	3,930円	6,550円	13,100円	9,840円	14,430円	24,420円	11,040円	15,630円	25,620円
	スタッフ	団体割引5%	1,800円	3,000円	6,000円	5,370円	7,760円	12,760円	6,270円	8,660円	13,660円
	参加者	団体割引5%	3,720円	6,200円	12,400円	9,350円	13,700円	23,170円	10,450円	14,800円	24,270円
保険料の例			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース
① 5人の場合（スタッフ：1名、参加者数：4名）			17,640円	29,400円	58,800円	45,030円	65,920円	111,180円	50,730円	71,620円	116,880円
② 10人の場合（スタッフ：2名、参加者数：8名）			35,280円	58,800円	117,600円	90,060円	131,840円	222,360円	101,460円	143,240円	233,760円
③ 15人の場合（スタッフ：3名、参加者数：12名）			52,920円	88,200円	176,400円	135,090円	197,760円	333,540円	152,190円	214,860円	350,640円
④ 20人の場合（団体割引5%適用）（スタッフ：4名、参加者数：16名）			66,720円	111,200円	222,400円	171,080円	250,240円	421,760円	192,280円	271,440円	442,960円

- スタッフは就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約、参加者は管理下中の傷害危険補償特約をセット
- 準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）特約セット
- 上記の保険料は職種級別A（事務職など）で算出しています。告知していただいた職業・職務が事実と異なる場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
  職種級別の詳細は、「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。

◆人数の算出の仕方

※各種講習・ツアー・イベントなど、保険期間を通じて 1 日あたり最大となる日の最大参加者数と、年間を通じて在籍するスタッフの人数を合算してください。

例	参加者人数	最大参加者数	10人	＋	スタッフ	在籍者数	3人	＝	人数	13人

※お申込みの際は必ず取扱幹事代理店までお問合わせください。
※最大参加者数とスタッフの人数の合計が20名以上となった場合は、団体割引5%が適用されます。
※参加者に事故が発生した場合、事故発生日の参加者名簿をご提出いただきます。（名簿の備付が必要です）
※スタッフについての事故が発生した場合は、その時点での従業員名簿（写）をご提出いただきます。
※事故発生日の参加者数が、ご契約申込時にご申告いただいた最大参加者数を上回っている場合は、お支払いする保険金の額が減額されますので、ご注意ください。

●保険金をお支払いする主な場合（一覧）

1.被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
※ 減圧症（水中で器材に異常が発生し急浮上したために生じた場合等に限定）を含みます。
（注）「就業中のみの傷害危険補償（事業主･役員･従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
（注）「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
2.傷害補償（標準型）特約の補償内容は次のとおりです。
（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
基本契約	傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合	傷害死亡･後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
	傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡･後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院を対象とし、1事故につき、180 日が限度です。 ※入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。
	傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合（注 1）	①入院中に受けた手術　傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術　傷害入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ※傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象です。
	傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合（注 2）（注 3）	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院を対象とし、1事故につき、90 日が限度です。 ※通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※通院しない場合であっても、約款所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を通院日数に含めてお支払いします。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
	傷害入院時一時金	事故によるケガの治療のため、保険証券に記載された免責日数を超えて入院した場合	傷害入院時一時金額の全額 ※1事故に基づく入院につき、1回のお支払いに限ります。

（注1）手術とは、次の診療行為をいいます。
①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。
・創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術
・歯科診療固有の診療行為
②先進医療（＊1）に該当する診療行為（＊2）
（＊1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。
（＊2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）
（注 2）通院とは、病院・診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。
（注 3）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は、通院に含みません。

●保険金をお支払いできない主な場合

	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	（1）次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ①脳疾患、病気または心神喪失 ②妊娠、出産、早産、流産または外科的手術、その他の医療処置（保険金をお支払いするケガの治療を除きます） ③細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ④故意、自殺、犯罪行為、けんか ⑤被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を所持せずに自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 （注）「自動車等」とは、自動車・原動機付自転車をいいます。 ⑥道路外の自動車、オートバイ、モーターボート等による試運転、競技、競争、興行またはこれらに準ずること ⑦スカイダイビング、ハンググライダー、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん（登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）など、危険な運動を行っている間の事故 ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨核燃料物質、核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性による事故 ⑩戦争、暴動（注） ⑪入浴中の溺水。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。 ⑫原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎　など （2）むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※ ※被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（注）テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として、申込書に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
※申込書記載事項（年令、職業・職務、他保険加入状況、保険金請求歴等）などにより、ご契約のお引受けをお断りするなど、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金のご説明」・「重要事項のご説明」をご覧ください。また、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱幹事代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱幹事代理店または引受保険会社にお問合わせください。
※補償内容の詳細については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。
※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

店舗運営に関する備えは大丈夫ですか?

スクーバセンター店舗関連賠償責任保険

〔施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険〕

「運送危険補償対象外特約、被保険者に関する特約、被保険者および支払対象外業務に関する特約等セット」

保険の特長 (以下、3つの賠償責任保険がセット)

A.店舗管理上の賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険)
保険加入店の店舗管理上の過失により来店していたお客さまなど、第三者に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

B.貸し出しおよび修理にかかわる賠償責任保険(生産物賠償責任保険)
保険加入店が貸し出しをした器材の欠陥により、他人に対して生じた法律上の損害賠償責任および第三者から依頼を受け調整・修理した器材を引き渡した後に調整・修理が原因で他人に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。(タンク貸し出し・空気充填を主な業としている製造業者さまは別途取扱幹事代理店までお問合わせください)

C.受託者賠償責任保険
保険加入店が第三者から修理・調整などのために預かった器材などの受託物に、火災、盗難、破損などの事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。ただし、保険加入店の店舗施設内または自動車による送迎・運搬のための積み込み、積み下ろしの業務中に発生した事故に限ります。
※レンタル・リース物件を除きます。

●加入資格

NAUIスクーバセンター(国内加盟店)

●被保険者(補償の対象となる方)

保険加入店および保険加入店に業務を委託した者(NAUIスクーバセンターなど)および株式会社ナウイエンタープライズ

●保険期間(ご契約期間)

1年間

●支払限度額・免責金額・年間保険料 (器材貸し出し・修理年間売上高1,200万円以下の場合)

	支払限度額:1事故/保険期間中	年間保険料
A.店舗管理上の賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険)(対人・対物共通支払限度額)	5億円	1店舗につき 12,000円
B.貸し出しおよび修理にかかわる賠償責任保険(生産物賠償責任保険)(対人・対物共通支払限度額)		
C.受託者賠償責任保険	200万円	

※免責金額(自己負担額)なし
※保険期間中限度額は「B.生産物賠償責任保険」および「C.受託者賠償責任保険」に適用されます。
※売上高1,200万円を超える場合は売上高に応じて保険料が変動するため別途お問合わせください。

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。
①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損、汚損の時は修理費用、逸失利益など
③その他…権利保全行使費用、損害防止費用、協力費用、応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士費用など

●保険金をお支払いできない主な場合

①保険契約者または被保険者の故意による事故
②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
③損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する損害賠償責任
④航空機、自動車・原動機付自転車、施設外における船・車両の所有・使用・管理に起因する事故(施設所有(管理)者賠償責任保険に限る)
⑤スタッフなど従業員に対する事故
など

<保険料確定特約について>
- この保険には保険料確定特約がセットされていますので、ご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高を基に算出した保険料を払い込みいただきます。
  (注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されることや、保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料算出の基礎数値がご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
  (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約はセットできません。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」・「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱幹事代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱幹事代理店または引受保険会社にお問合わせください。
※補償内容の詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

スクーバセンター以外の方には…

メンバー生産物賠償責任保険

〔生産物賠償責任保険〕

「被保険者に関する特約等セット」

保険の特長

貸し出しおよび修理にかかわる賠償責任保険（生産物賠償責任保険）

保険加入者が貸し出しをした器材の欠陥により、他人に対して生じた法律上の損害賠償責任および第三者から依頼を受け調整・修理した器材を引き渡した後に調整・修理が原因で他人に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。（タンク貸し出し・空気充填を主な業としている製造業者さまは別途取扱幹事代理店までお問合わせください）

●加入資格

NAUIメンバー（国内活動）

●被保険者（補償の対象となる方）

保険加入者および保険加入者に業務を委託した者（NAUIスクーバセンターなど）および株式会社ナウイエンタープライズ

●保険期間（ご契約期間）

1年間

●支払限度額・免責金額・年間保険料（器材貸し出し・修理年間売上高1,200万円以下の場合）

	支払限度額：1事故／保険期間中	年間保険料
貸し出しおよび修理にかかわる賠償責任保険（生産物賠償責任保険）（対人・対物共通支払限度額）	5億円	23,800円

※免責金額（自己負担額）なし

※上記保険料について、器材貸し出し・修理年間売上高1,200万円を超える場合は売上高に応じて保険料が変動するため別途お問合わせください。

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。

①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など

②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損、汚損の時は修理費用、逸失利益など

③その他…権利保全行使費用、損害防止費用、協力費用、応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士費用など

●保険金をお支払いできない主な場合

①保険契約者または被保険者の故意による事故

②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任

③損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する損害賠償責任

④スタッフなど従業員に対する事故　など

<保険料確定特約について>

- この保険には保険料確定特約がセットされていますので、ご加入時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の売上高を基に算出した保険料を払い込みいただきます。
  （注）ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されることや、保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料算出の基礎数値がご加入時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
  （注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間（ご契約期間）とするご契約には、この特約はセットできません。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」・「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱幹事代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱幹事代理店または引受保険会社にお問合わせください。

※補償内容の詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

ダイビングボートを所有のスクーバセンターには…

ダイビングボート補償保険

〔ヨット・モーターボート特約付施設所有（管理）者賠償責任保険〕

保険の特長

被保険者が所有、使用または管理するダイビングボートに起因して第三者の身体・生命を害しまたは財物を損壊したことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

●加入資格

NAUIスクーバセンター（国内加盟店）

●被保険者（補償の対象となる方）

保険加入者および保険加入者の同居の親族で被保険船舶を使用・管理中の者、保険加入者の承諾を得て被保険船舶を使用・管理中の者（ただし、船舶の修理・保管・販売、輸送、回船など船舶を取扱うことを業としている者が、業務として受託した被保険船舶を使用・管理している間を除く）および株式会社ナウイエンタープライズ、被保険船舶の所有者（ただし、保険加入者の使用または管理する被保険船舶に起因して損害を被る場合に限る）

●保険期間（ご契約期間）

1年間

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。
①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損・汚損の時は修理費用、逸失利益など
③その他…権利保全行使費用、損害防止費用、協力費用、応急手当・護送などの費用、引受保険会社の承認を得て支出した訴訟費用・弁護士費用など

【保険金が支払われる場合・事故例】
●ダイバー（参加者・参加者以外を問いません）を誤ってひいてしまい法律上の損害賠償責任を負った。
●漁網をプロペラにからませ切ってしまい法律上の損害賠償責任を負った。
●ダイバー（NAUIの各種講習参加者・ツアー参加者のみ）を見失ったことが原因で死亡させてしまい法律上の損害賠償責任を負った。
●ダイビングボートの搭乗者または積載物に対する損害賠償責任。

●保険金をお支払いできない主な場合

①保険契約者または被保険者の故意による事故
②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
③損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する損害賠償責任
④スタッフなど従業員に対する事故
⑤被保険者またはその使用人が無免許で船舶を操船している間に発生した事故　など

●支払限度額

対人賠償	1名=1億円 ／ 1事故=5億円（免責金額なし）
対物賠償	1事故=1,000万円（免責金額なし）

●年間保険料（1艇につき）

50馬力以下	48,000円
50馬力超100馬力以下	60,000円
100馬力超	72,000円

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」・「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱幹事代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱幹事代理店または引受保険会社にお問合わせください。
※補償内容の詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

労災事故等による従業員等からの訴えに対する備え

使用者賠償責任補償

タフビズ業務災害補償保険（使用者賠償責任補償特約付）

保険の特長

使用者賠償責任補償特約は、業務が原因で従業員等がケガや病気になり、後遺障害が残ったり、亡くなったりした場合、遺族等から訴訟を起こされた場合に対応するための補償です。
保険金をお支払いするのは政府労災等により給付されるべき金額等を超える場合となります。

■業務が原因で従業員等がケガや病気になり、後遺障害が残ったり・亡くなったりした場合、遺族等から訴訟を起こされるリスクは高まります。

いくら訴訟を起こしたって
大切な家族は帰ってこない。
それでも、会社が許せない！
責任を問いたい！

■こうした重大な事故によって訴えられ、会社に責任があると認められれば、
その負担金は 政府労災保険ではまかないきれないほど高額になる可能性があります。

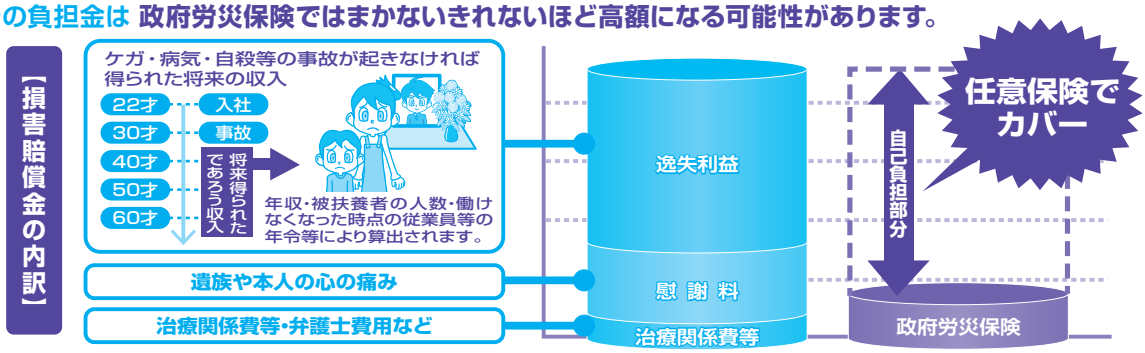

●保険契約者

NAUIスクーバセンター（国内加盟店）

●被保険者（補償の対象となる方）

保険加入者

●保険期間（ご契約期間）

1年間

●保険料例

死亡・後遺障害保険金額：1,000千円（1名につき）
使用者賠償責任保険金額：1億円（1名・1災害）
※上記保険料は新規契約の保険料例です。継続の場合、損害率による割増引が適用される可能性があります。

補償対象者数	2名	3名	4名	5名	6名	7名
年間保険料	7,380円	10,300円	12,500円	14,710円	16,520円	18,340円

●お申込みにあたって

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約をご希望の方は、「タフビズ業務災害補償保険パンフレット」および「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱幹事代理店または引受保険会社までご請求のうえご覧ください。また、保険料については加入者の条件や補償内容によって異なりますので、詳細な内容をヒヤリングさせていただいたうえで、具体的な保険料のお見積りをお送りいたします。
ご不明な点につきましては、取扱幹事代理店または引受保険会社にお問合わせください。
※「タフビズ業務災害補償保険」は「業務災害補償保険」のペットネームです。
※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

ケガや病気で働けなくなった時の備えは大丈夫ですか?

所得補償保険

保険の特長

所得補償保険は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合に、被保険者が被った損失について保険金をお支払いする保険です。

●お支払い例

病気で手術を受け、入院中と自宅での療養の期間、会社を休んだ。(就業不能期間4か月と22日)

■保険金お支払いの対象期間　4か月22日－免責期間7日間 ➡ 4か月15日

■お支払いする保険金(所得補償保険金)　10万円×4か月＋10万円×$\frac{15日※}{30日}$ ➡ 45万円

※支払対象期間に1か月に満たない日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。

*保険金額10万円、免責期間7日間、てん補期間2年でのご契約の場合

●保険契約者

NAUIスクーバセンター(国内加盟店)、NAUIメンバー(国内活動)

●被保険者(補償の対象となる方)

申込書に記載された被保険者

●保険期間(ご契約期間)

1年間

●保険料例

保険期間	てん補期間	免責期間	所得補償保険金額(月額)
1年	2年	7日	10万円

*補償条件:基本職種級別2級(ダイビングインストラクター)、一時払

年令	20才～24才	25才～29才	30才～34才	35才～39才	40才～44才	45才～49才	50才～54才
年間保険料	11,540円	13,360円	16,770円	21,750円	28,050円	34,280円	40,500円

*年令は、保険始期日時点の満年令で計算します。

●保険金額設定上のご注意

所得補償保険金額の設定※につきましては、平均月間所得額の範囲内で、適正な額を設定してください。

所得補償保険金額(ご契約金額)が被保険者(補償の対象となる方)の「平均月間所得額」を上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※所得補償保険金額(ご契約金額)の設定につきましては、被保険者の方の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、下に定める割合以下の金額でお決めいただきます。
なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

被保険者が加入されている公的保険制度	平均月間所得額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	70%以下
健康保険、共済組合(例:給与所得者、公務員)	50%以下

・「平均月間所得額」とは、ケガや病気で働けなくなる直前12か月における被保険者(補償の対象となる方)の所得の平均月間額をいい、以下のとおり計算した額をいいます※1。ただし、就業規則等に基づく出産・育児・または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$平均月間所得額 = \frac{年間収入額※2 - 働けなくなったことにより支出を免れる金額※3}{12(か月)}$$

※1 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。
※2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
※3 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

●お申込みにあたって

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約をご希望の方は、「所得補償保険パンフレット」および「重要事項のご説明」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱幹事代理店または引受保険会社までご請求のうえご覧ください。また、保険料については加入者の条件や補償内容によって異なりますので、詳細な内容をヒヤリングさせていただいたうえで、具体的な保険料のお見積りをお送りいたします。
ご不明な点につきましては、取扱幹事代理店または引受保険会社にお問合わせください。
※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

あいおいニッセイ同和損保 お支払いする保険金および費用保険金のご説明

施設所有（管理）者賠償責任保険

メンバー賠償責任保険・スクーバ―センター店舗関連賠償責任保険・ダイビングボート補償保険共通

賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。
詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1．基本契約（賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊(注1)について、被保険者(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（1）被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故

（2）施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故

（注1）財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。

（注2）この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。
①記名被保険者
保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます
②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
④記名被保険者の使用人
⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

②損害防止費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③権利保全行使費用
対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④緊急措置費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

⑤協力費用
引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥争訟費用
損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

保険金の額	＝	①損害賠償金	＋	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	－	基本契約の免責金額（自己負担額）

また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限ります。
- 航空機、昇降機（小荷物専用昇降機を除きます。）、自動車または原動機付自転車（販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設外における船または車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
- LPガスの販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害賠償責任
- 原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少しもしくは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】

①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
②はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
③整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
④理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

など

2. 自動的にセットできる主な特約と補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 （共通以外）
工事発注者責任補償特約	施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事（以下「施設工事」といいます。）に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことにより、施設工事の発注者として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。	—
来訪者財物損害補償特約	保険期間中に発生した施設に入場した者の財物（以下「来訪者財物」といいます。）の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故につき10万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額）が限度となります。 免責金額（自己負担額）は3,000円です。	・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装備されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。 など
使用不能損害拡張補償特約	基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能(注)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。 （注）その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額（自己負担額）は1,000円です。 ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。	・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 など

⑬

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償（標準型）＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「夫婦型への変更に関する特約」、「配偶者対象外型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	同居の親族※3・別居の未婚※4の子※5
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	－	－
②「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○
③「夫婦型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	－
④「配偶者対象外型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	－	○

※1 ご本人とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
※2 配偶者とは、ご本人の婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※3 親族とは、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。
※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
※5 同居の親族・別居の未婚の子とは、家族型では「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。配偶者対象外型では「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。

■傷害補償（標準型）特約の補償内容

１．被保険者が被った次の傷害（「ケガ※1」といいます）に対して保険金をお支払いします。

①「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ ａ．運行中の交通乗用具※2に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ ｂ．運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ ｃ．道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用している工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ ｄ．交通乗用具の火災によって被ったケガ

※1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
※2 交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。
（注）「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
（注）「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされた場合、職業または職務従事中に被ったケガについては保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、通勤途上で被ったケガに対しては保険金をお支払いします。
（注）「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
（注）「自転車搭乗中等のみ補償特約」がセットされた場合は、次に掲げるケガに限り、保険金をお支払いします。
①自転車に乗車している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②自転車に乗車していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガ

２．傷害補償（標準型）特約の補償内容は次のとおりです。
（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金 ※「傷害死亡保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	**傷害死亡・後遺障害保険金額の全額** ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記１．②のケガにより死亡したときは、増額部分の保険金額（保険期間中に後遺障害に対して既にお支払いした増額部分の保険金がある場合は、その額を差し引いた額）	●「自転車搭乗中等のみ補償特約」以外の場合 (1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者※1、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※2等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害後遺障害保険金 ※「傷害後遺障害保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	を加算してお支払いします。 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４％～100％） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、傷害後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、傷害後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。 ※「傷害後遺障害等級第１～７級限定補償特約」がセットされた場合、被保険者に発生した後遺障害について、保険金支払割合が「42％以上」となる場合に限り、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記１．②のケガにより後遺障害を被ったときは、増額部分の保険金額に上記算式の保険金支払割合を乗じた額を加算してお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して増額部分の保険金額が限度となります。	⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※3 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※4 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※5 ②入浴中の溺水※6。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。 ③原因がいかなるときでも、誤嚥※7によって発生した肺炎 ④細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※8 など
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、１事故につき、180日が限度となります。 ※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。 ※「傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約(傷害補償(標準型)特約用)」がセットされた場合、傷害入院保険金の免責期間の満了日までの入院についても、入院日数に含めてお支払いします。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記１．②のケガにより入院したときは、増額部分の入院保険金日額に入院日数を乗じた額を加算してお支払いします。	※1 被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合に限ります。 ※2 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に定める指定薬物をいいます。 ※3 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※4 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※5 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※6 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。 ※7 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。 ※8 「食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金に関しては、約款所定の条件に該当した場合に限ります。 (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア．乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間（ウ．に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます） イ．乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ②被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが５ｍ以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ③被保険者の範囲に関する特約がセットされた
傷害手術保険金 ※「傷害手術保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行	①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ １事故につき、１回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を１回受けたものとします。 ※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。 ※「傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金支払条件変更（フランチャイズ）特約（傷害補償（標準型）特約用）」がセットされた場合、免責期間の満了日の翌日以降に入院または通院しているときは、免責期間の満了日までの手術についても、お支払いの対象となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	為 ②先進医療（＊1）に該当する診療行為（＊2） （＊1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （＊2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。	※「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより手術を受けたときは、増額部分の入院保険金日額の10倍（上記①）または5倍（上記②）を加算してお支払いします。	場合は、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 など (＊1)乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (＊2)競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合および「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」による増額部分 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア．交通乗用具を用いて競技等(＊)をしている間（ウ．に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(＊)をしている間」を除きます） イ．交通乗用具を用いて競技等(＊)を行うことを目的とする場所において、競技等(＊)に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等(＊)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます） ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(＊)をしている間または競技等(＊)に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間 ②船舶に搭乗することを職務とする被保険者（養成所の職員・生徒である場合を含みます）が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故 ④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故 ⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 ⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など (＊)競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は、通院に含みません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※「傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金支払条件変更（フランチャイズ）特約（傷害補償（標準型）特約用）」がセットされた場合、事故の発生の日から傷害通院保険金の免責期間の満了日までの通院についても、通院日数に含めて保険金をお支払いします。 ※「実通院日のみの傷害通院保険金支払特約」がセットされた場合を除き、通院しない場合であっても、約款所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を通院日数に含めてお支払いします。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 ※「実通院日のみの傷害通院保険金支払特約」がセットされた場合は、現実に通院した日に限り保険金をお支払いします。 ※「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより通院したときは、増額部分の通院保険金日額に通院日数を乗じた額を加算してお支払いします。	●「自転車搭乗中等のみ補償特約」の場合 (1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染　など ※ テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

（250401）（2025年3月承認）GN24-300747

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※ ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※ 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3)次のいずれかに該当する間の事故によって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①自転車を用いて競技等（＊）をしている間（③に該当しない「自転車を用いて道路上で競技等(＊)をしている間」を除きます） ②自転車を用いて競技等（＊）を行うことを目的とする場所において、競技等（＊）に準ずる方法・態様により自転車を使用している間（③に該当しない「道路上で競技等（＊）に準ずる方法・態様により自転車を使用している間」を除きます） ③法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等（＊）をしている間または競技等（＊）に準ずる方法・態様により自転車を使用している間 （＊）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。

※「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮(60日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮(90日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮(120日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(365日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(730日)特約」または「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(1095日)特約」がセットされた場合、お支払いの対象となる入院の期間および限度ならびにお支払いの対象となる手術を受ける期間は、特約に記載された期間(60日、90日、120日、365日、730日または1095日)となります。

※「傷害通院保険金支払日数短縮(30日)特約」または「傷害通院保険金支払日数短縮(60日)特約」がセットされた場合、1事故につき、特約に記載された日数(30日または60日)がお支払いの限度となります。また、「傷害通院保険金支払日数延長(1095日)特約」がセットされた場合、事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日がお支払いの限度となります。

■傷害補償(標準型)特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償(標準型)特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害２倍支払特約	自宅外かつ就業外かつ学校管理下外においてケガを被った場合、傷害補償(標準型)特約の保険金と同額を追加してお支払いする特約です。
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合も、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。
顔面、頭部、頸部（けい）傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金２倍支払特約	傷害入院保険金または傷害通院保険金をお支払いする場合において、被保険者が顔面・頭部または頸部（けい）にケガを被り、その部分の治療について切開、縫合、補てつなどの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療期間に対する傷害入院保険金・傷害通院保険金の額を２倍にしてお支払いする特約です。
第三者の加害行為による保険金２倍支払特約	「第三者の故意による加害行為（警察への届出が必要です）」または「ひき逃げ（加害者が事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます）」によって被保険者がケガを被った場合、傷害補償(標準型)特約の保険金を２倍にしてお支払いする特約です。
傷害入院保険金および傷害通院保険金の７日間２倍支払特約	傷害入院保険金をお支払いする日数の最初の７日または傷害通院保険金をお支払いする日数の最初の７日に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金を２倍にして支払う特約です。 ※ 同一事故により傷害入院保険金および傷害通院保険金の両方についてお支払いする場合は、傷害通院保険金を支払う日数は、７日から傷害入院保険金をお支払いする日数を差し引いた残りの日数を限度とします。傷害入院保険金をお支払いする日数が、７日以上のときは傷害通院保険金については対象外となります。
傷害入院保険金の７日間２倍支払特約	傷害入院保険金をお支払いする日数の最初の７日に対して、傷害入院保険金の２倍の額を支払う特約です。

（250401）（2025年3月承認）GN24-300747

■その他の傷害危険に関する特約の補償内容

被保険者が被ったケガ※などに対して保険金をお支払いします。

※傷害補償（標準型）特約で保険金をお支払いするケガをいいます。

（注）「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。ただし、『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』については、職業または職務従事中に被った場合でもお支払いの対象となります。

（注）「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされた場合、職業または職務従事中に被ったケガについては保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、通勤途上で被ったケガに対しては保険金をお支払いします。

（注）「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院時一時金補償特約	傷害入院時一時金	事故によるケガの治療のため、入院し、その状態が保険証券記載の免責日数を超えて継続した場合	**傷害入院時一時金額の全額** ※ １事故に基づく入院につき、１回のお支払いに限ります。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が保険証券記載の傷害入院時一時金補償特約の免責期間を超えて継続したときも、傷害入院時一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときを除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害２倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金２倍支払特約」または「顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金２倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害入院時一時金を２倍にしてお支払いします。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害退院時一時金補償特約	傷害退院時一時金	①事故によるケガの治療のため、14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合 ②事故によるケガのため入院している日数が365日を超えた場合	**傷害退院時一時金額の全額** ※ １事故に基づく入院につき、１回のお支払いに限ります。(左記「保険金をお支払いする場合」の②に該当し、傷害退院時一時金をお支払いした後に生存して退院し、左記「保険金をお支払いする場合」の①に該当した場合であっても、傷害退院時一時金はお支払いできません) ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が14日以上継続した後、生存して退院したときも、傷害退院時一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときを除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害２倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金２倍支払特約」または「顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金２倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害退院時一時金を２倍にしてお支払いします。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害長期入院一時金補償（３６５日）特約	傷害長期入院一時金	事故によるケガの治療のため、入院し、１回の入院が保険証券記載の傷	**傷害長期入院一時金額の全額**	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
補償（２７０日）特約	一時金	害長期入院日数（270日）以上継続した場合	※ １事故に基づく入院につき、１回のお支払いに限ります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて継続した１入院として取り扱います。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が傷害長期入院日数（270日）以上継続したときも、傷害長期入院一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときを除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害２倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金２倍支払特約」または「顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金２倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院一時金を２倍にしてお支払いします。	
傷害長期入院一時金補償（３６５日）特約	傷害長期入院一時金	事故によるケガの治療のため、入院し、１回の入院が保険証券記載の傷害長期入院日数（365日）以上継続した場合	**傷害長期入院一時金額の全額** ※ １事故に基づく入院につき、１回のお支払いに限ります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて継続した１入院として取り扱います。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が傷害長期入院日数（365日）以上継続したときも、傷害長期入院一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときを除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害２倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金２倍支払特約」または「顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金２倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院一時金を２倍にしてお支払いします。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害長期入院時保険金補償（９０日ごと用）特約	傷害長期入院時保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その状態が90日以上となった場合	**傷害長期入院時保険金額** ※ １回の事故につき、入院日数が事故の日からその日を含めて90日の倍数（整数）となるごとに保険金をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が90日以上となったときも、傷	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			害長期入院時保険金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときを除きます。 ※「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害２倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金２倍支払特約」または「顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金２倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院時保険金を２倍にしてお支払いします。	
傷害部位・症状別保険金補償特約	傷害部位・症状別保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	①治療日数の合計が５日以上の場合 傷害部位・症状別保険金額 × 約款所定の傷害部位・症状別保険金支払倍率（５倍～120倍） ②治療日数の合計が１日以上５日未満の場合 傷害部位・症状別保険金額 ※ 同一事故により被ったケガの部位または症状が約款所定の複数の項目に該当する場合は、そのうち最も高い支払倍率を乗じます。 ※「治療日数」とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、ケガの治療のため入院または約款所定の通院した日数をいいます。	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
固定具等装着時一時保険金補償特約	固定具等装着時一時保険金	事故によるケガの治療のため、次のいずれかに該当した場合 ①画像診断に基づき、四肢ギプス、体幹ギプス包帯、鎖骨ギプス包帯（片側）またはギプスベッドを装着した場合（公的医療保険において算定対象となるものに限ります） ②上記①以外の３日以上連続した固定具等装着の場合 ※ 固定具等装着とは、医師の指示による固定（診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります）または可動域制限を目的とした固定具等の装着をいいます。	傷害通院保険金日額 × 約款所定の倍率（３倍～20倍） ※ １事故に基づくケガにつき、１回を限度とします。 ※ １事故に基づくケガに対して複数の固定具等を装着した場合、最も高い倍率を乗じます。	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
骨折・関節脱臼・腱断裂一時金支払特約	骨折・関節脱臼・腱断裂一時金	事故によるケガのため、約款所定の骨折・関節脱臼・腱断裂のいずれかに該当した場合	骨折・関節脱臼・腱断裂一時金額の全額 ※ 保険期間を通じて、１回を限度とします。	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	傷害による集中治療室等利用時一時保険金	事故によるケガのため、入院し、傷害入院保険金の支払対象期間内に集中治療室管理等を受けた場合 ※ 集中治療室管理等とは、次のいずれにも該当する診療行為をいいます。 ①厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行う診療行為 ②公的医療保険制度において、救命救急入院料または集中治療室管理料の対象となる診療行為	傷害入院保険金日額 × 20 ※ １事故に基づく入院につき、１回を限度とします。	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		（歯科診療固有の診療行為は除きます）		
心神喪失等による傷害事故一時金支払特約（特定危険一時金支払特約セット）	特定危険一時金	脳疾患、病気または心神喪失を原因とする事故によるケガにより次のいずれかに該当した場合 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、ケガの治療のため１日以上入院した場合	①左記①に該当した場合 特定危険一時金額 × 5 ②左記②に該当した場合 特定危険一時金額 ※ １事故につき、１回のお支払いに限ります。 ※ 左記①および②のいずれにも該当した場合は、上記①の額をお支払いします。	(1) 傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)①～③および⑤～⑪、(2)ならびに(3)と同じ (2) 傷害補償（標準型）特約により保険金をお支払いするケガに対しては、保険金をお支払いできません。
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ※特定感染症は欄外をご参照ください。	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に傷害補償（標準型）特約所定の後遺障害が発生した場合 ※ 発病の日からその日を含めて180日を超えても治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４％～100％） ※ 傷害後遺障害保険金または後遺障害保険金をお支払いしている場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。 ※「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、後遺障害保険金をお支払いし、かつ、発病の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。	(1) 次のいずれかにより発病した特定感染症の発病に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者に対する刑の執行 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧傷害補償（標準型）特約により保険金をお支払いするケガ (2) 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（継続契約を含みません）に対しては、保険金をお支払いできません。 など ※ テロ行為によって発生したものに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
	入院保険金	特定感染症の発病により、入院した場合	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、１回の特定感染症の発病につき、180日が限度となります。 ※「傷害入院保険金および傷害通院保険金の７日間２倍支払特約」または「傷害入院保険金の７日間２倍支払特約」がセットされた場合、特定感染症による入院保険金のお支払いする対象となる最初の７日間に対して、保険金を２倍にしてお支払いします。	
	通院保険金	特定感染症の発病により、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は、通院に含みません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、１回の特定感染症の発病につき、90日が限度となります。 ※「傷害入院保険金および傷害通院保険金の７日間２倍支払特約」がセットされた場合、特定感染症による通院保険金のお支払い対象となる最初の７日（入院保険金のお支払い対象となる日数がある場合はその日数を差し引いた日数）に対して、保険金を２倍にしてお支払いします。	

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
①一類感染症　②二類感染症　③三類感染症　④指定感染症（注）
（注）指定感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
2025年２月現在、上記に該当する感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O－157等）、腸チフス、パラチフスです。

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1．基本契約　（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

次の事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊(注1)について、被保険者(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（1）**【製造・販売、飲食業等の場合】**
被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して発生した偶然な事故

（2）**【工事や作業を行う事業の場合】**
被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。）または放棄の後、発生した偶然な事故

（注1）財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。

（注2）この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。
①記名被保険者
保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます
②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
④記名被保険者の使用人
⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

②損害防止費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③権利保全行使費用
対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④緊急措置費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

⑤協力費用
引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥争訟費用
損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】
1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

保険金の額	＝	①損害賠償金	＋	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	－	基本契約の免責金額（自己負担額）

また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害賠償責任
- 次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。）について負担する損害賠償責任
  ①生産物
  ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします。）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任
- 製造・加工品(注)の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任
  ①医薬品等
  ②農薬取締法第2条（定義）に規定する農薬
  ③食品衛生法第4条に規定する食品
- LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任

（注）次の財物をいいます。
①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物

【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】
①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
②医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
③はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
④整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
⑤理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為

【次の費用を負担することによって被る損害】
- 生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。）　など

オプション補償（任意にセットできる主な特約と補償内容）

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約	保険金をお支払いする主な場合 （お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額）	保険金をお支払いできない主な場合
生産物自体の補償に関する特約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物（注）の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物（以下「事故原因生産物」といいます）の損壊またはそれに伴う使用不能に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （注）事故原因生産物および事故の原因となった製造・加工品を除きます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、基本契約の財物損壊の1事故支払限度額×3%が限度となります。 免責金額（自己負担額）は基本契約の財物損壊の免責金額と同額が別個に適用されます。	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ
リコール費用補償特約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換等の費用を負担したことにより被った損害（記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に記名被保険者が被る損害を含みます）に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費および封筒代を含みます） ③回収生産物等（回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします）か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用 ④回収生産物等の修理費用 ⑤代替品（回収生産物等と引換えに給付される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします）の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物等と引換えに返還するその生産物または仕事の目的物の対価（記名被保険者の利益を差し引いた後の金額とします） ⑦回収生産物等または代替品の輸送費用 ⑧回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費 ⑪回収生産物等の廃棄費用 ⑫回収措置の実施により生じる費用で当社の書面による同意を得たもの ●上記の費用に含まないもの ①他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ②回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ③回収措置の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用 ④正当な理由がなく、通常の回収措置の費用以上に要した費用 ⑤回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用 ⑥回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる上記「●お支払いの対象となる損害の範囲」の④から⑧までに規定	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ

特約	保険金をお支払いする主な場合 （お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額）	保険金をお支払いできない主な場合
	する費用ならびに⑪および⑫に規定する費用 ⑦日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用 ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき300万円を限度として保険金をお支払いします。 免責金額（自己負担額）は基本契約の身体障害の免責金額と同額が別個に適用されます。	
使用不能損害拡張補償特約	基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能（注）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます）に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。 ・財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ・生産物や仕事の目的物に起因するものについては、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合 （注）その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき100万円が限度となります。 免責金額（自己負担額）は1,000円です。 ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 ・生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任　　など

賠償責任保険普通保険約款、受託者特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、受託者特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1．基本契約（賠償責任保険普通保険約款、受託者特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
次のいずれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者(注1)が管理または使用する受託物の損壊(注2)について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （1）保険証券記載の保管施設内に保管されている間 （2）保険証券記載の目的に従って、保管施設外で管理されている間 （注1）財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 **①損害賠償金** 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 **②損害防止費用** 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 **③権利保全行使費用** 事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 **④緊急措置費用** 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用 **⑤協力費用** 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用 **⑥争訟費用** 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 ［保険金の額］＝［①損害賠償金］＋［②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用］－［基本契約の免責金額（自己負担額）］ また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

【次に該当する物の損壊】
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに準ずる物
- 土地およびその定着物（建物、立木等をいいます。）
- 動物、植物等の生物
- 船舶（ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。）

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。
- 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
- 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任
- 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任を除きます。
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害賠償責任
- 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害賠償責任
- 保管施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- 冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）

など

MS&AD あいおいニッセイ同和損保　令和3年10月

賠償責任保険 重要事項のご説明

全力サポート宣言

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。

■お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

■保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面における主な用語についてご説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする１事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み　契約概要

賠償責任保険普通保険約款 ＋ 各種特別約款(注1) ＋ 賠償責任保険追加特約（自動セット） ＋ 各種特約(注2)

(注1)契約内容に応じて、施設所有（管理）者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者などの特別約款がセットされます。

(注2)セットできる主な特約については「(3)主な特約の概要」をご参照ください。

(2)補償内容　契約概要　注意喚起情報

①被保険者

記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害(注)

など

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

0120-721-101（無料）

●受付時間 平日9:00～17:00
●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

●受付時間 24時間365日
●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関　注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］**0570-022-808**

●受付時間［平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）］
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
●携帯電話からも利用できます。
●電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

4X1V-5・6X1V-5(220421T)(2023年4月承認)GN20C010982(V03-343)

(注)特別約款・特約により、保険金をお支払いできない範囲が異なります。
※前記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

④お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア．損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます)。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
イ．損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
ウ．権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
エ．緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用
オ．協力費用	当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用
カ．争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記アからエまでについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。
また、上記オおよびカについては、その実費全額をお支払いします。ただし、カについては、アの額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のアの額に対する割合を乗じてお支払いします。

保険金の額 ＝ ア．損害賠償金 ＋ (イ．損害防止費用 ウ．権利保全行使費用 エ．緊急措置費用) － (基本契約の免責金額(自己負担額))

(3)主な特約の概要 契約概要

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。
精算(直近会計年度末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算(直近月末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間の終了する月の前月末または当月末から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

(4)複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5)支払限度額等 契約概要

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」「保険金額」「免責金額」欄にてご確認ください。
詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6)保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4X1V-5・6X1V-5(220421T)(2023年4月承認)GN20C010982(V03-343)

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(2)保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります(注1)。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注2)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(○：選択できます　×：選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。
(注2)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
(注3)保険料割増が適用されます。
(注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。
(注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。
(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い　注意喚起情報

上記(2)①「主な払込方法」により払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)　注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。

(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかなかった場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。
ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項
①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容 ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等)　注意喚起情報

保険契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

(1)クーリングオフができる期間

ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフをすることができます。

(2)クーリングオフのお申出方法

上記(1)クーリングオフができる期間の期間内(8日以内の消印のみ有効)に、当社(後掲のあて先参照)に必ず郵便にてご通知ください。

※1ご契約を取り扱った代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
※2既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、クーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

4X2V-5・6X2V-5(220421T)(2023年4月承認)GN20C010982(V03-343)

(3) 払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをされた場合には、既に払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、代理店・扱者および当社はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。
ただし、始期日以降にクーリングオフをされた場合は、始期日(注)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を払い込みいただく場合があります。

(注)始期日以降に保険料を払い込みいただいたときは、当社が保険料を受領した日となります。

(4) クーリングオフができないご契約

次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約がセットされている保険期間が1年以内の契約を含みます)
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④通信販売特約に基づき申し込まれたご契約
⑤第三者の担保に供されているご契約

(5) ご連絡いただく事項

クーリングオフのお申出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
③ご契約を申し込まれた年月日
④ご契約を申し込まれた保険の次の事項
・保険種類(賠償責任保険)
・領収証番号(保険料領収証の右上に記載の番号)または証券番号
⑤ご契約を取り扱った代理店・扱者名
⑥ご契約の取扱店名

あて先	〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　業務品質向上推進部　お客さまの声担当　行

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項
①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合 ②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①事業を廃止または譲渡した場合
②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(3) 「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合(例えば、被保険者がマンション管理組合となる施設所有(管理)者賠償責任保険など)は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(保険申込書の※印がついている項目に記載された内容が告知事項となります)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」をご確認ください。

2 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。なお、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について 注意喚起情報

次の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは次のとおりです。

①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由がなく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について
当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について
当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳しくは　当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（**https://www.aioinissaydowa.co.jp/**）をご覧ください。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます）。

①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合　など

4X3V-4・6X3V-4(220421T)(2023年4月承認)GN20C010982(V03-343)

6 継続契約について

(1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 事故が起こった場合のご注意

(1) 事故の発生

①事故が起こった場合には、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

③この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、次表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて次表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

（1）当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
（2）当社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
（3）保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本　など

（4）損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類	
①損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・賃貸借契約書、マンション管理規約　・契約書、請負書、警備仕様書、宿帳 ・被保険者名簿（居住者名簿、従業員名簿等）　・労働者派遣契約書 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真　など
②損害賠償の額を証明する書類	
書類の例	・示談書またはこれに代わる書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書　・損害賠償内容申告書 ・購入時の領収書・保証書・仕様書　・図面（配置図、建物図面）　・仕入売上伝票 ・当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料　・死亡診断書、死体検案書 ・法定外補償規定　・葬儀費明細書、領収書　・交通費・諸費用の明細書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、決算報告書、確定申告書） ・受領している年金額を示す資料　・政府労災からの支給額を示す資料　など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類（免許証など）・自賠責証明書および任意自動車保険の証券 ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）　など

（5）傷害（ケガ）に関する保険金請求に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・死亡診断書または死体検案書　・医師の診断書　・後遺障害診断書　など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・医師の診断書　・後遺障害診断書　・領収書　など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類（免許証など） ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）　など

（6）その他費用に関する保険金請求に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真　など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書 ・損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・製造原価・仕入原価等を確認する書類（製造原価報告書、仕入伝票） ・財務諸表などの決算書類や、売上高（生産高）に関する書類　・月次試算表 ・支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書）・復旧通知書、復旧工程表　など
③その他の書類	
書類の例	・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）　など

4X3V-4・6X3V-4(220421T)(2023年4月承認)GN20C010982(V03-343)

(4)保険金のお支払い時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(5)保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(7)先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を売上高(生産高)、完成工事高、年間入場者数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。
確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」や確定保険料方式の「包括契約特約」等をセット)された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「申込人(保険契約者)」欄に押印をお願いします。

※確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(1)保険料算出の基礎について

①保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

(2)確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回るまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。

(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

前記 8 保険料確定特約の内容および注意事項について で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が保険証券記載の最低保険料未満のときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

10 集団扱のご契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

対象種目	施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険
保険契約者	(1) 集団の所属員(次のいずれかの方) ①集団に勤務する方(役員・従業員等)　②集団を構成する個人・法人 ③上記②に勤務する方(役員・従業員等)　④上記②を構成する個人・法人 ⑤上記④に勤務する方(役員・従業員等) (2) 集団自身
被保険者	保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります)

なお、保険期間の中途で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

4X4V-4・6X4V-4(220421T)(2023年4月承認)GN20C010982(V03-343)

全力サポート宣言

あいおいニッセイ同和損害保険

MS&AD INSURANCE GROUP

団体総合生活補償保険(標準型)
2025年10月以降始期契約用

重要事項のご説明

1 はじめに

■この書面は、団体総合生活補償保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて代理店・扱者または当社へご請求ください。

■「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

■ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

■保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

■この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

2 マークのご説明

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

しおり　このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

3 この書面の構成

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項 …P2～4　1. 商品の仕組み　2. 基本となる補償 等　3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等　4. 満期返れい金・契約者配当金

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項 …P5～6　1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)　2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)　3. 傷害死亡保険金受取人　4. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項 …P7　1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)　2. 解約と解約返れい金　3. 被保険者からの解約

その他、ご留意いただきたいこと …P8

4 用語の説明

危険	損害等の発生の可能性をいいます。
交通乗用具	電車、自動車、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます)、自転車、航空機、ヨット、モーターボート、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約等に定められたものをいいます。
準記名式契約	保険契約者と一定の関係にある方を被保険者とし、加入申込票兼被保険者明細書等に被保険者氏名を記載することなく、あらかじめ定めた条件で補償する契約方式です。ご契約にあたっては、被保険者名簿の備え付けが必要です。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責期間	事故の発生の日からその日を含めて起算する保険金の支払の対象とならない期間をいい、保険金ごとに保険証券記載の期間または日数をいいます。

5 お問合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060(無料)

●受付時間 平日9:00～17:00 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
●ご契約の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「保険証券」「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料)

●受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関 注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

●受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
●携帯電話からも利用できます。
●電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み　契約概要

(1)商品の仕組み

団体総合生活補償保険(標準型)は、被保険者がケガを被った場合などを補償する保険です。また、主な特約は次のとおりです。

[★:必ずセットが必要な特約　■:任意にセットできる主な特約
▲:ご契約条件により自動でセットされる特約　●:すべてのご契約にセットされる特約]

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。(注)	★傷害補償(標準型)特約

(注)「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合は、交通事故や交通乗用具の火災によって被ったケガに限り保険金をお支払いします。

＋

補償の種類	任意にセットできる主な特約	自動でセットされる主な特約
ケガの補償	■傷害部位・症状別保険金補償特約　■熱中症危険補償特約 ■傷害入院時一時金補償特約　■交通事故危険のみ補償特約	●条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ▲特定疾病等対象外特約
その他の補償	■所得補償特約　■医療費用補償特約　■育英費用補償特約 ■携行品損害補償特約　■日常生活賠償特約 ■ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	

(2)被保険者の範囲

●ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約により加入できる被保険者の年令が決まっているものがあります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

●基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の型をお選びください(準記名式契約の場合は「本人型」のみ選択できます)。なお、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	同居の親族・別居の未婚の子(注1)(注2)
本人型	○	×	×
家族型	○	○	○
夫婦型	○	○	×
配偶者対象外型	○	×	○

●次の特約の被保険者は上記で選択した被保険者の範囲に関わらず次のとおりです。

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族(注1)・別居の未婚の子
日常生活賠償特約 受託物賠償責任補償特約	○(注3)	○(注3)	○(注3)
弁護士費用特約	○	○	○
所得補償特約 医療費用補償特約	○	×	×

●育英費用補償特約の被保険者としてご加入できる方は、次の両方に該当する方となります。

- ●満期日において満23才未満の方または、始期日において学校教育法に定める学校に在籍する方もしくは入学手続きを終えた方
- ●扶養者がいる方

●上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
(注2) 同居の親族・別居の未婚の子とは、家族型では「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。配偶者対象外型では「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。
(注3) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

裏面もご覧ください。➡

DX1V-7(250401)(2024年12月承認)GN24-300575(V03-979)

2. 基本となる補償 等

(1)基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

基本となる補償	保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
ケガの補償	傷害死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	**①ケガの補償共通** ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ ●入浴中の溺水(当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします) ●原因がいかなるときでも、誤嚥によって発生した肺炎 など **②交通事故危険のみ補償特約をセットしない場合** ●オートバイ競争選手、プロボクサー等の危険な職業に従事中のケガ(本人型を除きます) ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ など **③交通事故危険のみ補償特約をセットした場合** ●交通乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●職務として交通乗用具の修理、点検等の作業をしている間のケガ ●グライダー、飛行船等に搭乗中のケガ など
	傷害後遺障害保険金	事故の日から180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。保険期間を通じ合算して、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	
	傷害入院保険金	ケガの治療のため免責期間を超えて入院した場合に、入院日数1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。事故の日から180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日を限度とします。	
	傷害手術保険金	ケガの治療のため事故の日から180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。傷害入院保険金の免責期間満了日の翌日以降の手術が対象となります。また、1事故につき1回の手術に限ります。 ①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額×10 ②左記①以外の手術 傷害入院保険金日額×5	
	傷害通院保険金	ケガの治療のため免責期間満了日の翌日以降に約款所定の通院をした場合に、通院日数1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。事故の日から180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日を限度とします。	

(注)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(2)主な特約の概要 契約概要

●日常生活賠償責任特約

住宅(注1)の所有・使用・管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、日本国内外で被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害、または日本国内で被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。(注2)

(注1) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。
(注2) 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフカートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。

●携行品損害補償特約

被保険者が居住する住宅(敷地を含みます)外で、偶然な事故により、被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。

※新価保険特約(携行品損害補償特約用)が自動セットされます。
※携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、漁具など保険の対象に含まれない物があります。詳細は特約をご確認ください。

●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、アマチュアゴルファーである被保険者が他の競技者と同伴し、パー35以上9ホールをラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として約款所定の費用を負担したことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。

※保険金お支払い時に、当社の求めるホールインワン・アルバトロスを証明できるものが必要になります。詳細は特約をご確認ください。
※キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、次の場合にかぎり、保険金をお支払いします。
・同伴競技者以外の第三者の目撃(注)がある場合
・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合
(注)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

(3)複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●所得補償特約 ●医療費用補償特約 ●日常生活賠償特約 ●受託物賠償責任補償特約 ●携行品損害補償特約
●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) ●育英費用補償特約 など

(4)保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書等をご確認ください。

①各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年令・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

②所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的保険制度(注1)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額(注2)の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額(注3)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

(注1)公的保険制度とは、健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます。
(注2)平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
(注3)平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

(5)保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①**保険期間**：1年間(ご契約内容により1年に満たない短期契約も可能)

②**補償の開始**：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)

③**補償の終了**：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1)保険料の決定の仕組み 契約概要

①保険料は、保険金額、保険期間および職業・職務等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。

②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。なお、解約時、ご契約内容の変更時、包括契約等契約時に暫定保険料を領収するご契約の確定精算時においても、最低保険料を適用します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

※暫定保険料の詳細は、後記 その他、ご留意いただきたいこと 5 確定精算 をご確認ください。

(2)保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

①ご契約の保険料は、分割払(注)または一時払で払い込んでください。なお、キャッシュレス(口座振替、クレジットカード払)で払い込むことができます(ご契約内容により現金で払い込むこともできます)。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。

(注)保険料割増が適用されます。
※現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

②保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

①口座振替により払い込む初回保険料および第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります(注)が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替については、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末まで払込みを猶予します。なお、分割保険料の口座振替が2か月連続でできないことが保険期間中に2回以上となる場合には、原則として満期日までの未払込分の保険料全額を一括して請求します。

②分割払でご契約の場合、当社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項）　注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

(注)次において、[1]③、[2]③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

【告知事項】

[1]「準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）特約」「準記名式契約（全員付保）（職名等別保険金額）特約」「準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）特約」「準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）特約」をセットした契約

①職業・職務(注1)

②被保険者数

③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

[2]上記[1]以外のご契約

①被保険者の生年月日、年令(注3)、職業・職務(注1)

②健康状態告知(注3)

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(※)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(※)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(※)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
  (※)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

(注1)職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

- 傷害補償（標準型）特約の職種級別表　※「交通事故危険のみ補償特約」「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットする場合を除きます。

級別	職業例
A	●主婦・学生・無職者　●下記B以外の職業従事者　等
B	●農林業作業者　●採鉱・採石作業者　●建設作業者　●木・竹・草・つる製品製造作業者　●漁業作業者 ●自動車運転者（助手を含む）

- 所得補償特約の職種級別表（抜粋）　※下表に記載のないご職業は、代理店・扱者までお問合わせください。

級別	職業例
1級	会社役員・管理職（作業危険のない方）、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員（危険物を取り扱わない方）　等
2級	研究者・技術者（危険物を取り扱わない方）、電気機械器具組立工（手工）、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人　等
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業者、建設機械運転工　等

(注2)タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険［積立タイプ］等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

(注3)所得補償特約、医療費用補償特約のいずれかをセットした場合に告知事項となります。

2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）　注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3. 傷害死亡保険金受取人　注意喚起情報

①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。

③被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。

※企業等が保険契約者および傷害死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

4. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約　注意喚起情報

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たなご契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項

①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。

②所得補償特約、医療費用補償特約をセットされる場合、新たなご契約の保険期間の開始時より前に病気またはケガを被っていたときは、保険金をお支払いできないことがあります。

③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

裏面もご覧ください。➡
DX2V-7（250401）（2024年12月承認）GN24-300575（V03-979）

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項） 注意喚起情報

(1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

[1]「準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）特約」「準記名式契約（全員付保）（職名等別保険金額）特約」「準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）特約」「準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）特約」をセットした契約
①職業・職務を変更した場合(注)
②被保険者数が変更となる場合
[2]上記[1]以外のご契約
被保険者本人の職業・職務を変更した場合(注)

(注)「交通事故危険のみ補償特約」「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合を除きます。

(2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の中途であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士、その他これらと同程度の危険な職業

(3) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
②特約の追加など、契約条件を変更する場合
③（所得補償特約をセットした契約のみ）ご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合またはご契約後に所得の平均月間額が著しく減少した場合
④（育英費用補償特約をセットした契約のみ）扶養者の変更が発生した場合

2. 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。
●ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3. 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。
※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき
しおり「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他、ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」の「保険金のご請求時にご提出していただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合
しおり「事故が起こった場合の手続き」参照

2 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
●契約等の情報交換について
当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
●再保険について
当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。
当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

3 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4 危険を有する職業に変更した場合のご注意

夫婦型・家族型・配偶者対象外型のご契約で、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。

5 確定精算

保険料を見込人数をもとに計算した暫定保険料等により契約した保険契約は、満期後に確定保険料との差額を精算する契約方式となります。なお、契約内容により一定の条件に合致した場合、「保険料確定特約（包括契約特約用）」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式を選択できます。その場合には、「ご契約ガイド」を確認のうえ、保険料の確定精算省略に関する同意および告知に関する書類を提出してください。

6 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

7 継続契約について

保険金請求状況や年令などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。また、当社が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

保険期間終了後にこの契約を継続する場合のご注意
しおり「継続契約について」参照

8 請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、当社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。
(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

所得補償特約や損害を補償する特約をセットした場合のご注意
しおり「請求権等の代位について」参照

9 共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

10 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
※ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、当社または代理店・扱者までお問合わせください。

全力サポート宣言　ビジネスTOUGH宣言　業務災害補償保険

MS&AD　あいおいニッセイ同和損保

業務災害補償保険
令和7年4月以降始期契約用

重要事項のご説明

1　はじめに

■この書面は、タフビズ業務災害補償保険(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。

■お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款および特約(以下、「普通保険約款・特約」といいます)に記載していますのでご確認ください。必要に応じて当社ホームページ(https://web-yakkan.aioinissaydowa.co.jp/clause/item/list)に掲載のWeb約款をご覧いただくか、書面の「普通保険約款・特約」を代理店・扱者または当社へご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

■普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(Web約款)を選択したお客さまは、当社ホームページをご確認ください(書面の「普通保険約款・特約」はお届けしません)。

■保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます)は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

■この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注)「タフビズ業務災害補償保険」は、業務災害補償保険のペットネームです。

2　マークのご説明

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

3　この書面の構成

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項…P1～7　1.商品の仕組み　2.引受条件 等　3.保険料の決定の仕組みと払込方法 等　4.満期返れい金・契約者配当金

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項…P8　1.告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)　2.クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項…P8　1.通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)　2.解約と解約返れい金　3.無効、失効、取消について　4.保険証券の確認・保管　5.保険契約に関する調査

その他ご留意いただきたいこと…P9～10

4　本紙で用いる用語のご説明

被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。	補償対象者	記名被保険者の業務に従事する方をいいます。
記名被保険者	企業等の事業者の方をいいます。	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。

5　お問合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター　**0120-721-101**(無料)

●受付時間 平日9:00～17:00　●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター　**0120-985-024**(無料)

●受付時間 24時間365日　●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関　注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

●受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
●携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み　契約概要

業務災害補償保険普通保険約款 ＋ 自動セット特約(注1) ＋ 各種特約(注2)

(注1) 次の特約となります。
・業務災害補償保険追加特約　・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約　・契約内容変更に関する特約　・サイバーインシデント補償特約
・職業性疾病補償特約

(注2) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

この保険は補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかのプランをご選択のうえご契約していただきます。各プランでお支払いする主な保険金の種類は「**2.(1)補償内容⑤お支払いする主な保険金**」をご参照ください。なお、3つのプラン以外にフリープランでのご契約も可能です。

2. 引受条件 等

(1)補償内容

①被保険者　契約概要

補償の内容によって、被保険者が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②記名被保険者　契約概要

保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。ただし、普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③補償対象者　契約概要

保険申込書の「補償対象者」欄に、次表の補償対象者コードにより指定された方が補償対象者となります。ただし、普通保険約款・特約により補償対象者の範囲が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

区分	補償対象者	補償対象者コード								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
Ⅰ	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます)	○				○		○		
Ⅱ	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)		○			○	○	○		
Ⅲ	●記名被保険者が建設業者の場合：下請負人(注1) ●記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合：備車運転者(注2)			○		○	○		○	
Ⅳ	Ⅰ～Ⅲ以外で、専ら、被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、被保険者の業務に従事する者				○	○	○		○	
その他	保険申込書の「補償対象者名(補償対象者コードが「その他(9)」の場合のみ記入)」欄に記載された者									○

(注1) 建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約における請負人(数次の請負による場合の請負人を含みます)をいいます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

(注2) 貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人(数次の請負による場合の請負人を含みます)および業務委託契約における受託人(数次の業務委託による場合の受託人を含みます)をいいます。なお、備車運転者が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

④保険金をお支払いする主な場合　契約概要　注意喚起情報

補償対象者が、記名被保険者の業務に従事している間に身体障害(注)を被った場合(以下「業務上の災害」といいます)等に、記名被保険者が費用を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注) 身体障害とは、傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。以下同様とします。

傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して原因物質を吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限ります。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
業務に起因して発生した症状	補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。 ①偶然かつ外来の原因によるもの　②労働環境に起因するもの　③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの
労災認定された疾病等	労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等および職業性疾病をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。 なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。

⑤お支払いする主な保険金　契約概要　注意喚起情報

次のア.からウ.までを支出することによって記名被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。セットされる特約により、お支払いする保険金が異なります。主な保険金の種類は、次表のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

ア. 記名被保険者が補償対象者または遺族へ支払う補償金(注)
イ. 業務上の災害等に起因して支出を余儀なくされる費用(ウ. を除きます)
ウ. 業務上の災害等に起因して支出する損害賠償金

(注)記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。以下同様とします。

「補償地域」欄の説明：「○」の場合、その補償地域で生じた事故による「保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額」欄に記載された損害を補償の対象とします。
なお、「日本国内発生事故のみ補償特約」をセットすることにより国内のみの補償とすることも可能です。

「プラン」欄の説明：「○」の場合、「保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額」欄に記載された損害を補償の対象とします。
「×」の場合、「保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額」欄に記載された損害を補償の対象としません。

33

【基本補償保険金】

保険金の種類	補償地域 国内	補償地域 国外	プラン ワイド	プラン ベーシック	プラン エコノミー	保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額
死亡補償保険金 ●死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約	○	○	○	○	○	補償対象者が、次のいずれかの事由に該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、補償対象者1名につき死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ①傷害およびこの特約の別表1に規定する死亡補償保険金支払の対象となる症状を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②労災認定された疾病等および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状（傷害およびこの特約の別表1に掲げる症状を除きます）を発症し、その直接の結果として死亡した場合
後遺障害補償保険金 ●死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約	○	○	○	○	○	補償対象者が、次のいずれかの事由に該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、補償対象者1名につき[死亡・後遺障害補償保険金支払限度額]×[この特約の別表2に規定するそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合]を限度に保険金をお支払いします。 ①傷害および業務に起因して発生した症状を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ②労災認定された疾病等を発症し、その直接の結果として後遺障害が生じた場合 ※保険期間を通じ、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額をもって限度とします。
入院補償保険金 ●入院補償保険金・手術補償保険金支払特約	○	○	○	○	○	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として、入院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、補償対象者1名につき[入院補償保険金支払限度日額]×[入院した日数(注)]を限度に保険金をお支払いします。 (注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、入院した日数に含めません。
手術補償保険金 ●入院補償保険金・手術補償保険金支払特約	○	○	○	○	○	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、補償対象者1名につき次の算式によって算出した額が限度となります。 ①入院中に受けた手術の場合：[入院補償保険金支払限度日額]×10 ②上記①以外の手術の場合：[入院補償保険金支払限度日額]×5
通院補償保険金 ●通院補償保険金支払特約	○	○	○	○	○	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として通院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、補償対象者1名につき[通院補償保険金支払限度日額]×[通院した日数(注)]を限度に保険金をお支払いします。 通院しない場合でも、骨折、脱臼、靱帯損傷等の身体障害を被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数を通院した日数に含めます。 (注)90日を限度とし、オンライン診療による診察を含みます。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、通院した日数に含めません。

【その他の保険金】

保険金の種類	補償地域 国内	補償地域 国外	プラン ワイド	プラン ベーシック	プラン エコノミー	保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額
事業者費用補償保険金						
●事業者費用補償（ベーシック・実損型）特約	○	○	×	○	×	次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、それぞれ下記の費用で、その額および使途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 事象：死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合 費用：事故の発生の日からその日を含めて365日以内に記名被保険者が要した次の費用 ・葬儀費用や花代等 ・補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用等(注1) 事象：労災保険法等によって給付が決定した精神障害(注2)により補償対象者が休職した場合 費用：補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用等(注3) (注1) 補償対象者(注4)が副業に従事している間に身体障害を被った場合を含みます。この場合、<事象>にかかわらず死亡補償保険金または後遺障害補償保険金の「保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額」の事象に該当した場合に限ります。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて365日以内に要した費用に限ります。 (注2) この特約の用語の説明に規定する精神障害をいいます。 (注3) 当社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。 (注4) 記名被保険者の構成員（役員等および使用人）に限ります。

(250101)（2024年9月承認）GN24-300376（V03-959）

【その他の保険金】

保険金の種類	補償地域 国内	補償地域 国外	プラン ワイド	プラン ベーシック	プラン エコノミー	保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額
事業者費用補償保険金						
●事業者費用補償（ワイド・実損型）特約	○	○(注1)	○	×	×	次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、それぞれ下記の費用で、その額および使途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 事象：①補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合 ②「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(注1) 費用：①事故の発生の日からその日を含めて365日以内に記名被保険者が要した次の費用 ・葬儀費用や花代、再発防止費用(注2)(注3)および記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用 ・補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用等(注4) ②労災保険法等によって給付が決定した精神障害(注5)により補償対象者が休職した場合、補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用等(注3) (注1)<事象>②については、日本国内においてなされた行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限ります。 (注2)再発防止費用については、この保険契約において死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約の規定により死亡補償保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合に限ります。 (注3)当社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。 (注4)<事象>①のほか、補償対象者(注6)が副業に従事している間に身体障害を被った場合にも保険金をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて365日以内に要した費用に限ります。 (注5)精神障害とは、この特約の用語の説明に規定する精神障害をいいます。 (注6)記名被保険者の構成員（役員等および使用人）に限ります。
●特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約(注) (注)「事業者費用補償（ワイド・実損型）特約」をセットする場合、「特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約」が自動セットされます。	○	○	○	×	×	補償対象者が業務中、業務外を問わず特定感染症(注1)に感染し、保険期間中(注2)に特定感染症を発病した場合に、その発病の日(注3)からその日を含めて180日以内に記名被保険者が要した、葬儀費用や花代、事業場の消毒費用、または事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯式通信機器やノートパソコン・タブレット端末の通信費用(注5)等で、その額および使途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(注6) (注1)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかに該当する感染症をいいます。本特約において、以下同様とします。 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の9の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。 (注2)補償対象者が記名被保険者の構成員（役員等および使用人）以外の方の場合は、記名被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、記名被保険者の業務に従事することが定められた期間であり、かつ保険期間中であることをいいます。 (注3)特定感染症の発病の日とは、一連の発病(注4)における最初の発病の日をいいます。本特約において、以下同様とします。 (注4)同一の事業場において、複数の補償対象者が特定感染症を発病した場合で、直前に発病した補償対象者の発病の日の翌日から起算して14日以内に別の補償対象者が発病したときは、それら複数の補償対象者の発病を、感染経路にかかわらず「一連の発病」とみなします。 (注5)通信費用には、これらの機器の取得費用は含みません。また、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内の期間におけるこれらの機器の通信費用に対する費用に限ります。 (注6)初年度契約の場合、始期日の翌日から起算して14日以内に特定感染症を発病したことによる損害については保険金をお支払いしません。
●事業者費用補償（定額型）特約	○	○	フリープランの場合のみセットできます。			補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金（第7級以上）が支払われる場合に、保険金（定額）をお支払いします。
コンサルティング費用補償保険金 ●コンサルティング費用補償特約	○	○(注1)(注2)	○	○	×	次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が日本国内で行うコンサルティングに関する費用を負担することによって被る損害に対して、補償対象者1名につき100万円を限度に保険金をお支払いします。 ①補償対象者が、業務に従事している間に身体の障害(注3)を被った場合（業務に従事している間に身体の障害を被ったと疑われる場合を含みます） ②「雇用慣行賠償責任補償特約」に基づき、損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合 ③「雇用慣行賠償責任補償特約」に基づき、被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟がなされた場合 (注1)②および③の事象については、日本国内においてなされた不当行為または第三者ハラスメントに起因して、日本国内においてなされた場合に限ります。また、①から③のいずれも、日本国内で行うコンサルティングに関する費用に限ります。 (注2)記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人の役員等または使用人が補償対象者であるときは、下請負人ならびに下請負人の役員および使用人については記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限り保険金をお支払いします。 (注3)傷害または疾病（風土病を除きます）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(250101)（2024年9月承認）GN24-300376（V03-959）

【その他の保険金】

保険金の種類	補償地域		プラン			保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額
	国内	国外	ワイド	ベーシック	エコノミー	
使用者賠償責任補償保険金(使用者賠償保険金・使用者費用保険金) ●使用者賠償責任補償特約	○	○(注1)	○	○	×	補償対象者が、保険期間中に業務に従事している間に被った身体の障害(注2)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害賠償金および法律上の損害賠償責任の解決のために支出した費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注1)記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人の役員等または使用人が補償対象者であるときは、下請負人ならびに下請負人の役員および使用人については記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)傷害または疾病(風土病を除きます)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
雇用慣行賠償責任補償保険金 ●雇用慣行賠償責任補償特約	○	×	○	×	×	被保険者が、日本国内において行った次のいずれかの事由によって、保険期間中に補償対象者(注1)または第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用)に対して、保険金をお支払いします。 ①補償対象者に対して行った不当行為(差別的行為、ハラスメント等) ②第三者ハラスメント(注2)。ただし、上記①に該当する場合を除きます。 (注1)次の方を含みます。本特約において、以下同様とします。 ①既に退職した者。ただし、不当解雇等以外の不当行為については、初年度契約の始期日より後に補償対象者であった者に限ります。 ②子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条に定める子会社)の構成員。ただし、記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、申込書記載の補償対象者の範囲と同様の方とします。 ③記名被保険者の採用応募者 (注2)記名被保険者の構成員(役員等および使用人)である補償対象者が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または構成員としての地位に関連して、第三者に対して行ったハラスメントまたは第三者に対して行った人格権侵害をいいます。

⑥保険金をお支払いできない主な場合 契約概要 注意喚起情報

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- 風土病
- 補償対象者が頸部(けいぶ)症候群(いわゆるむちうち症)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの　など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので必ずご確認ください。

(2)主な特約の概要 契約概要

セットできる主な特約は、次のとおりです。詳細およびその他の特約については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

特約の内容	特約の概要
疾病補償(入院日額型)特約	補償対象者(注1)が疾病を発病(注2)し、その直接の結果として、日本国内において入院を開始した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、補償対象者1名につき[疾病入院補償保険金支払限度日額]×[入院した日数(注5)]を限度に保険金をお支払いする特約です。 (注1)記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、この特約の第4条に規定する方をいいます。ただし、始期日における満年令が75才以上の者を除きます。本特約において、以下同様とします。 (注2)保険期間の開始時(注3)より前に発病した疾病(注4)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合で、疾病を発病した時が、その疾病による入院を開始した日からご契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、保険金をお支払いします。 (注3)この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (注4)疾病には、その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。本特約において、以下同様とします。 (注5)入院した日数は、申込書記載の支払限度日数を限度とします。ただし、いかなる場合においても、入院を開始した日からその日を含めて365日を経過した後の入院については、入院した日数に含めません。
疾病補償(医療費用実損型)特約	次のいずれかの事由により、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。ただし、補償対象者(注1)1名ごとに、①の事由に該当した場合には、1回の入院につき申込書記載の治療費用・入院諸費用支払限度額(注2)、②の事由に該当した場合には、1回の先進医療、拡大治験または患者申出療養につき1,000万円を限度とします。 ①補償対象者が疾病を発病(注3)し、その直接の結果として、日本国内において入院を開始した場合に、入院を開始した日からその日を含めて365日以内に補償対象者が治療費用(注4)または入院諸費用(注4)を負担した場合 ②補償対象者が疾病を発病し、その治療のために日本国内において先進医療、拡大治験または患者申出療養を受け、補償対象者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用(注4)を負担した場合 (注1)記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、この特約の第4条に規定する方をいいます。ただし、始期日における満年令が75才以上の者を除きます。本特約において、以下同様とします。 (注2)治療費用・入院諸費用支払限度額は、ご契約時に[50万円/100万円/200万円]からご選択いただきます。また、入院諸費用のうちベッド等使用料(注5)については[1万円/2万円/3万円/限度額設定なし]からご選択いただきます。[1万円/2万円/3万円]を選択された場合、ベッド等使用料(注5)については[[1万円/2万円/3万円]×入院日数]を限度としてお支払いします。 (注3)保険期間の開始時(注6)より前に発病した疾病(注7)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合で、疾病を発病した時が、その疾病による入院を開始した日またはその疾病の治療のために先進医療、拡大治験もしくは患者申出療養を受けた日からご契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、保険金をお支払いします。本特約において、以下同様とします。 (注4)社会通念上妥当な金額に限ります。 (注5)ベッド等使用料は入院諸費用に含まれます。治療費用・入院諸費用支払限度額を超えてお支払いするものではありません。 (注6)この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (注7)疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。本特約において、以下同様とします。

(250101)(2024年9月承認)GN24-300376(V03-959)

特約の内容	特約の概要
がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約	次の①または②の事由が発生したことにより、補償対象者(注1)が治療費用(注2)、入院諸費用(注2)またはがん関連装着品費用(注2)を負担した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、「疾病補償(医療費用実損型)特約」の規定を一部読み替えて保険金をお支払いする特約です。ただし、補償対象者1名ごとに、1回の補償期間(注3)につき300万円、そのうちがん関連装着品費用は10万円を限度とします。 ①補償対象者がん(注4)を発病(注5)し、そのがんの治療を直接の目的として日本国内で入院を開始した場合 ②補償対象者が医師によって、病理組織学的所見(生検)により、がんに罹患したことが診断され、がんの治療を直接の目的として通院を開始した場合 (注1)記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、「疾病補償(医療費用実損型)特約」の第4条に規定する方をいいます。ただし、始期日における満年令が75才以上の方を除きます。本特約において、以下同様とします。 (注2)社会通念上妥当な金額に限ります。 (注3)がん医療費用補償保険金をお支払する期間の限度日数で、次の期間をいいます。 ・上記①の事由に該当する場合は、補償対象者が入院を開始した日からその日を含めて730日および入院を開始した日の前日以前60日 ・上記②の事由に該当する場合は、がん診断日からその日を含めて730日およびがん診断日の前日以前60日 (注4)上皮内新生物を含みます。本特約において、以下同様とします。 (注5)保険期間の開始時(注6)より前に発病したがん(注7)については保険金をお支払いしません。ただし、「疾病補償(医療費用実損型)特約」をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)に継続加入された場合で、がん(注7)を発病した時が、そのがん(注7)による入院を開始した日からご契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、保険金をお支払いします。 (注6)「疾病補償(医療費用実損型)特約」をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (注7)そのがんと医学上因果関係がある疾病を含みます。 ※この特約は、「疾病補償(医療費用実損型)特約」がセットされた契約のみセットできます。
出産・育児休業支援費用補償特約	保険期間中に補償対象者(注1)が、下表<休業事由>①②のいずれかの事象により保険期間中に休業を開始し、かつ、<休業日数>①②のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が<対象となる費用>①または②を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。なお、その子が1歳に達した日の翌日以降の休業は、休業した期間には含めません。 〈休業事由〉 ①補償対象者またはその配偶者が妊娠した場合の、その子の出産または育児(注2) ②上記①を除く補償対象者の子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、育児介護休業法といいます)の育児休業等の対象となる養子等)の育児 〈休業日数〉 ①休業を開始した日(注3)からその日を含めて、法定休業(注4)により合計で31日以上 ②子の出生日以降に法定休業以外の制度による休業を含めて連続して31日以上(注5) 〈対象となる費用〉 ①休業する補償対象者へ支給するものとして定める金銭 / ②休業する補償対象者と同じ事業場に所属する別の補償対象者へ、育児休業等の取得促進のために支給するものとして定める金銭 支払限度額(1回の休業につき(注7)): 3万円限度 / 補償対象者1名につき3万円限度 / ①②の合計で30万円限度 (注1)記名被保険者の使用人をいいます。本特約において、以下同様とします。 (注2)その子の実際の出産日または出産予定日のいずれか遅い日からその日を含めて280日を遡った日が保険期間の開始時(注6)より後であるときに、保険金をお支払いします。 (注3)その休業を開始した日は、<休業日数>①に該当した場合には法定休業による休業の初日、<休業日数>②に該当した場合には出生日以降の休業の初日とします。 (注4)次のいずれかによる休業をいいます。本特約において、以下同様とします。 ・労働基準法に基づく産前産後休業　・育児介護休業法に基づく出生時育児休業または育児休業 (注5)ただし、法定休業を6日以上取得したときに限ります。 (注6)この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (注7)1回の休業とは、その休業の原因となった同一の子の出産または育児のための休業をいいます。 ※この特約は、「疾病補償(入院日額型)特約」または「疾病補償(医療費用実損型)特約」がセットされた契約のみセットできます。
特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約	次のいずれかの事象により、補償対象者(注1)が保険期間中に休業を開始し、連続して休業した期間が31日以上となった場合に、記名被保険者が負担した費用(注2)を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。ただし、補償対象者1名につき、補償期間中100万円を限度とします。 ①補償対象者が、八大疾病(注3)または精神障害を発病した場合(注4) ②補償対象者が、対象親族(注5)の介護のために介護休業を取得した場合 (注1)記名被保険者の構成員(役員等および使用人)をいいます。本特約において、以下同様とします。 (注2)その補償対象者に対する社会保険料、またはその補償対象者が職場復帰するための職場環境整備費用等、その額および使途が社会通念上妥当な費用とします。 (注3)この特約の別表に規定する悪性新生物(がん)(注6)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎をいいます。 (注4)初年度契約の場合、保険期間の開始日より前に医師の診断によって認定された発病による損害については保険金をお支払いしません。 (注5)補償対象者の配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹その他本特約に規定する者をいいます。 (注6)上皮内新生物を含みます。
被災労働者支援費用補償特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または就業不能となった場合に、記名被保険者が負担した、その補償対象者や対象親族(注)の交通費、宿泊施設の客室料等、その額および使途が社会通念上妥当な費用を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき補償対象者1名ごとに100万円が限度となります。 (注)補償対象者の配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹その他本特約に規定する者をいいます。 ※この特約は、「事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約」または「事業者費用補償(ワイド・実損型)」がセットされた契約のみセットできます。

(3)複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(250101)(2024年9月承認)GN24-300376(V03-959)

㉟

(4) 支払限度額・日額 契約概要

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。詳細は「**(1)補償内容⑤お支払いする主な保険金**」をご参照ください。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・日額につきましては、保険申込書の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。
なお、支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①保険期間
保険期間は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。
②補償の開始
始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。
③補償の終了
満期日の午後4時に終了します。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料(注1)は、支払限度額・日額、事業種類、保険料算出の基礎数値(注2)(注3)等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注1) 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
(注2) 契約方式が人数方式で、補償対象者数算出方法が「労働日数」または「労働時間」の場合は、保険料算出の基礎数値(補償対象者の人数)を次の算式により算出します。
●「労働日数」の場合の保険料算出の基礎数値(人数)(小数点以下四捨五入)=年間労働日数÷12÷20.6
●「労働時間」の場合の保険料算出の基礎数値(人数)(小数点以下四捨五入)=年間労働時間÷12÷168.1
(注3) ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください(注2)。

[○:選択できます ×:選択できません]

主な払込方法	分割払			一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	団体分割払(注5)	
口座振替	○	○	×	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注7)	○(注7)	×	○
払込票払(注6)	×	×	×	○

(注1) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
(注2) お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込む方法と所定の分割回数で払い込む方法をご選択いただけます。
(注3) 保険料割増が適用されます。
(注4) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。
(注5) 団体契約かつ契約全体の一時払保険料が20万円以上の場合で、集金事務を委託する契約は、本払い込み方法となります。
(注6) 保険料の額によっては利用できない場合があります。
(注7) 初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

上記(2)①「主な払込方法」により払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます(注1)。払込期日の翌月末日(注2)までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また原則として、ご契約を解除します。

(注1) 払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。
(注2) 口座振替で払い込むご契約の保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り、払込期日の翌々月末日とします。

初回保険料の払込前に保険金をお支払いする事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(250101)(2024年9月承認)GN24-300376(V03-959)

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項) 注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に、保険申込書(注)の記載事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
(2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、「※」印がついている項目について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかなかった場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。
ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
(注) 当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

2. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

(1) ご契約後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【主な通知事項】
①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨の定められている事実が発生する場合

(2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①事業を廃止または譲渡した場合
②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。
(1) ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
(2) 始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります(注)。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。
また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。
(注)特に、「初回保険料口座振替特約」とあわせて、「保険料一般分割払特約」または「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加請求が発生します。

3. 無効、失効、取消について 注意喚起情報

次の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。
①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4. 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約の手続完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。

5. 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由がなく拒否した場合は、ご契約を解除することがあります。

(250101)(2024年9月承認)GN24-300376(V03-959)

その他ご留意いただきたいこと

1. 事故が起こった場合

(1) 事故の発生

①事故が起こった場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち当社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)		
(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書		
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等をご申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③または(5)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。		
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料		
書類の例	・委任状　・印鑑証明書、資格証明書　・商業登記簿謄本　・法人登記簿謄本　・戸籍謄本	など
(4) 損害に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類		
①損害の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・補償対象者であることを証明する書類(賃金台帳、労働者名簿の写しなど) ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真	など
②損害の額を証明する書類		
書類の例	・死亡診断書、死体検案書　・後遺障害の程度を証明する医師の診断書 ・身体障害の程度および手術内容を証明する医師の診断書、就業不能およびその期間を証明する診断書 ・入院、通院した日数を証明する病院または診療所の証明書 ・労災保険等の給付請求書(写)　・労災保険等の支給決定通知書(写) ・補償金の振込伝票(写)または補償金受領書 ・休業証明書(賃金不払を証明するもの)　・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書)	など
③その他の書類		
書類の例	・調査同意書(引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など
(5) 損害賠償責任に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類		
①損害賠償事故の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真	など
②損害賠償の額を証明する書類		
書類の例	・示談書またはこれに代わる書類　・損害賠償内容申告書 ・レントゲンなどの検査資料　・死亡診断書、死体検案書　・葬儀費用明細、領収書　・交通費・諸費用の明細書 ・その他の支出した費用の額を示す書類　・災害補償規定等(写) ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、決算報告書、確定申告書) ・受領している年金額を示す資料　・労災保険等の給付請求書(写)　・労災保険等の支給決定通知書(写)	など
③その他の書類		
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など)　・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者受諾を証明する書類) ・調査同意書(引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など

(4) 保険金のお支払い時期

当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注1)を終えて保険金をお支払いします。(注2)

(注1) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注2) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(5) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(6) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金に関わる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(7) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

2. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(下記③の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

①保険契約者または被保険者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 継続契約について

当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

8. 保険料算出の基礎および注意事項について

この保険は、ご契約時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高・完成工事高」または、ご契約時に把握可能な補償対象者の「人数」(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した保険料によりご契約いただきます。

(1) 保険料算出の基礎について

保険申込書の「保険料算出の基礎」欄には、ご契約時に把握可能な保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

(2) 注意事項

①お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、契約締結時点で把握可能な数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りのあった場合には、ご契約が解除される、または保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

②ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

全力サポート営業 | 所得補償保険 | ご契約ガイド

ご契約の確認にあたってのチェックポイント

このガイドは、保険申込書の保険契約者確認項目を記入するためのポイントを記載したものです。
このガイドをお読みのうえ、保険申込書の「ご確認欄」および「ご意向の確認」欄にチェックをお願いします。
各項目の詳細は、重要事項のご説明 をご確認ください。
本ガイドの項目以外に、重要事項のご説明 には重要な項目が記載されています。
特に「注意喚起情報」にはお客さまにとって不利益となる情報も記載されていますので、必ずご一読ください。

Step 1 ！ ご契約にあたり、当社で把握（一部推定を含む場合があります。）しましたお客さまのご意向は「ケガや病気により働けなくなった場合の収入等を補償する保険」です。お客さまのご意向に間違いございませんか?

ポイント
- ご提案商品が希望どおりとなっていることをご確認ください。
- その他の補償をご希望の場合は、ご提案商品の見直しを行いますので、募集人までお申し出ください。

Step 2 被保険者の氏名、生年月日、年令、性別、職業・職務等は、保険申込書の内容でよろしいですか?

ポイント
- 保険申込書の氏名欄、生年月日欄、年令欄、性別欄をご確認ください。所得補償保険では、年令によって保険料が異なる場合があります。
- 所得補償保険は「職種級別」によって保険料が異なります。職種級別は、重要事項のご説明をご確認ください。

Step 3 （健康状態告知が必要な場合のみお答えください）（構成員の方への募集を伴う団体契約の場合はご確認不要です）被保険者の健康状態に関する質問事項（健康状態告知質問事項）への回答は「健康状態告知についてのご案内」を確認のうえで行っていますか?

ポイント
- 「健康状態告知についてのご案内」を必ずご確認ください。

ポイント
- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「健康状態告知書質問事項解答欄」に正しくご記入ください。

Step 4 （構成員の方への募集を行う団体契約の場合はご確認不要です。）他の保険契約等、保険金請求歴について、保険申込書の内容でよろしいですか?

（注）申込人と被保険者が異なる場合は、申込人が被保険者にご確認のうえ、ご記入ください。

ポイント
- 「他の保険契約等」とは、身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「他の保険契約等」が「あり」の場合は、「他の保険契約等」について、その合計保険金額もご記入ください。
- 「他の保険契約等」の加入状況等により保険金額を制限させていただく場合がありますのでご了承ください。

Step 5 保険期間、保険料の払込方法等は、保険申込書の内容でよろしいですか?

ポイント
- 保険期間は1年間で設定してください。
- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。

Step 6 補償内容、保険金額、保険料等は、保険申込書の内容でよろしいですか?

（注）所得補償保険金額は、平均所得額以下であることが必要です。
また、補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。
保険申込書のご契約プラン（コース）は、当社で把握したお客さまの情報およびご意向に基づき作成しています。特に、特約等の補償内容について、ご意向にそった内容となっているかご確認ください。

ポイント
- 所得補償保険金額は、ケガや病気で働けなくなったときにお支払いする1か月あたりの保険金の額を定めたものです。
- 所得補償保険金額は、平均所得額以下であることが必要です。
- 所得補償保険金額が、平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については、保険金をお支払いできません。

■所得補償特約の保険金額は、平均所得額以下であることが必要です。

「平均所得額」とは以下のとおり計算した額をいいます。（※1）

$$\text{平均所得額} = \frac{\text{お申込み直前12か月における年間収入額（※2）} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額（※3）}}{12\text{（か月）}}$$

※1 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者自身が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。
※2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得にかかわる税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
※3 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

ポイント
- 所得補償保険は、補償内容が同様の保険契約（所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

ポイント
- ご契約プラン（コース）が希望どおりでない場合は、ご契約プラン（コース）の見直しを行いますので、募集人までお申し出ください。

Step 7 〈団体契約（被保険者2名以上のご契約）でご契約の場合〉

①団体契約の被保険者の範囲について説明を受け、ご確認いただきましたか?
②団体割引等の制度について説明を受け、ご確認いただきましたか?
③被保険者への情報提供について説明を受け、ご確認いただきましたか?
〈④は団体内で被保険者を募集する団体契約のお客さまのみご確認ください〉
④被保険者に「重要事項のご説明」を配布いただきましたか?

ポイント
- 被保険者の範囲・団体割引等の制度は、下記のとおりとなります。 団体割引等の制度の対象とならないことまたは対象となる割増引をご確認ください。詳細は代理店・扱者までお問合わせください。

［団体契約の被保険者の範囲］

契約方式など			被保険者の範囲
一般団体契約	第1類	（1）企業体 （2）官公庁 （3）学校または同一の学校法人の設置する学校	次の方を被保険者とすることができます。（注） ・団体の構成員　・団体の構成員の家族　ただし、退職者等を含めることができます。 ※企業体の場合、子会社・関連会社を含めることができます。
	第2類	（1）連鎖店の団体 （2）フランチャイズチェーン・ボランタリーチェーンの団体 （3）特約店の団体	構成員が自然人のみである場合は次の方を被保険者とすることができます。（注） ・団体の構成員　・団体の構成員の家族 構成員に自然人でないもの（法人等）を含む場合は次の方を被保険者とすることができます。（注） ・団体の構成員　・団体の構成員の家族　・団体の構成員の役員、従業員 ・団体の構成員の役員、従業員の家族
	第3類	（1）特定の法律に基づく団体　（3）特定有資格者（専門職業人）の団体 （2）商店会、専門店会の団体　（4）下請業者、同一業種の団体	
	第4類	下記の団体5条件の要件をすべて充足し、第1類～第3類に該当しない団体 ［団体5条件］ ①同一の共通目的を持つ方のみによって組織されている②団体構成員が常時明確に把握されており代表者の定めがある③会計帳簿等が整備されている④団体を代表して保険契約者となる方は、保険契約上の一切の権利を遂行し得る⑤保険加入のみを目的として組織された団体ではない	次の方を被保険者とすることができます。 ・団体の構成員 ・団体の構成員の家族 ・団体の構成員の役員、従業員 ・団体の構成員の役員、従業員の家族
明細付等契約			保険契約者と一定の関係にある方を被保険者とすることができます。

（注）「保険契約者である団体」または「構成員の福利厚生を主たる目的として設立された団体等」の常勤の役員、従業員およびその家族を準構成員等として一定の割合で被保険者に含めることができます。

［団体割引等の制度について］ ※下記1、2の割増・割引は、重複して適用することができます。

1. 団体割引

	本申込書における契約方式と適用条件の概要	
団体割引	一般団体契約	一般団体契約に該当し、かつ、被保険者が20名以上であること

2. 過去の保険契約の成績による割増・割引

	本申込書における契約方式と適用条件の概要	
損害率による割増引	一般団体契約	保険期間が1年間であり、被保険者数が1,000名以上、年間保険料が当社の定める基準以上であること

ポイント
- 保険契約のお申込みにあたっては、被保険者へ契約内容や注意喚起すべき情報を伝えていただく（情報提供を行う）必要があります。
- 契約方式などによって被保険者情報提供区分欄の○印は下記のとおりとなります。下記に該当しない場合および被保険者情報提供区分欄の詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

契約方式など	被保険者への情報提供の方法	被保険者情報提供区分欄
契約方式が「一般団体契約」で、かつ、第1類から第4類のいずれかに該当する契約 ※一般団体契約等の契約方式は上記をご確認ください。	被保険者への情報提供を募集パンフレット、重要事項のご説明等により行うことができます。	1
次のいずれかに該当する契約 ①被保険者の保険料負担がない（保険契約者が全額負担）契約 ②被保険者1名あたりの年間保険料が5,000円以下の契約		2
上記以外の契約	原則として代理店・扱者が被保険者への情報提供を行います。詳細は代理店・扱者までお問合わせください。	

Step 8 〈ご意向の確認〉以下の意向確認項目についてご確認いただき、該当するものにチェックしてください。

主に希望される補償の種類について

お客さまが主に希望される補償の種類をご確認ください。

ポイント
- 所得補償保険は「ケガや病気により働けなくなったときの収入を補償」するための保険です。
- 当初のご意向にそったものであるかをご確認いただくとともに、その他の補償をご希望の場合は、ご提案内容の見直しを行いますので、募集人までお申し出ください。

補償内容・保険金額・保険期間・保険料等について

①補償内容はご提案の内容でよろしいですか?

ポイント
- 補償内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合等）は、お申込みの商品や特約等によって異なります。

②保険金額・保険期間・保険料・払込方法はご提案の内容でよろしいですか?

ポイント
- 各項目の概要は次のとおりです。保険申込書の各欄をご確認ください。

保険金額	万一の際に受け取れる保険金の額を定めたもので、一定の範囲内で決めることができます。
保険期間	補償が受けられる期間を定めたもので、所得補償保険の保険期間は1年間となります。
保険料	補償内容や保険金額等により異なります。
払込方法	ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。

③ご提案の保険商品には契約者配当金制度がないことをご了解いただいていますか?

④ご提案の保険商品は総合的にみて、ご希望を満たした内容となっていますか?

ポイント
- 当初のご意向にそったものであるかをご確認いただくとともに、ご希望を満たしていない部分がある場合は、保険申込書の「代理店・扱者／仲立人記入欄」の「特記事項」欄の内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。

Step 9 Step 1 ～ Step 8 の内容がすべてご意向にそった内容になっていることを再度ご確認いただくとともに、「重要事項のご説明」（クーリングオフに関する説明を含む）について、ご確認いただきましたか?

ポイント
- 契約する前に必ず Step 1 ～ Step 8 の内容をすべて確認・チェックしてください。その後、Step 9 の「ご確認欄」の「はい」にチェックされていることを確認のうえ、「申込人（保険契約者）ご署名欄」にフルネームで署名（法人の場合は押印）してください。
- お客さまのパソコンやスマートフォン等から「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」を閲覧できるWeb約款をご希望される場合は、「約款閲覧ご確認欄」の「はい」に○（丸印）をお願いします。

（250401）（2024年10月承認）GN24-300456（V03-946）

全力サポート宣言

あいおいニッセイ同和損害保険

MS&AD INSURANCE GROUP

所得補償保険
2025年10月以降始期契約用

重要事項のご説明

1 はじめに

■この書面は、所得補償保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ（https://web-yakkan.aioinissaydowa.co.jp/clause/item/list）に掲載のWeb約款をご覧いただくか、書面の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」を代理店・扱者または当社へご請求ください。

■「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法（Web約款）を選択されたお客さまは、当社ホームページをご確認ください（書面の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」はお届けしません）。

■ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

■保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

■この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

2 マークのご説明

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

しおり　このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。

3 この書面の構成

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項 …P2～4
1. 商品の仕組み　2. 基本となる補償 等
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等　4. 満期返れい金・契約者配当金

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項 …P5
1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項）
2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）
3. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項 …P6
1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）
2. 解約と解約返れい金　3. 被保険者からの解約

その他、ご留意いただきたいこと …P7～8

4 用語の説明

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。	平均月間所得額	被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
就業不能	身体障害を被り、医師の治療を受けていること（入院を含みます）により保険証券記載業務に全く従事できない状態をいいます。なお、死亡した後、または身体障害が治癒した後は就業不能状態に含みません。	平均所得額	お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
身体障害	ケガおよび病気をいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。		
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。		

5 お問合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター　**0120-721-101**（無料）

●受付時間 平日9:00～17:00
●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター　**0120-985-024**（無料）

●受付時間 24時間365日　●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは**0276-90-8852**（有料）におかけください。

指定紛争解決機関　注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人　日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］**0570-022-808**

●受付時間［平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）］
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
●携帯電話からも利用できます。
●電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み　契約概要

①商品の仕組み

所得補償保険は基本となる補償を中心として構成されています。
また、主な特約は次のとおりです。

［●:すべてのご契約にセットされる特約　■:任意にセットできる特約
▲:ご契約条件により自動でセットされる特約］

基本となる補償	自動でセットされる主な特約	任意にセットできる主な特約
ケガ、病気による就業不能時の収入を補償	●条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ●無事故戻しに関する規定の不適用特約 ▲骨髄採取手術に伴う入院補償特約 ▲特定疾病等対象外特約	■入院のみ補償特約 ■天災危険補償特約（所得補償保険用） ■家事従事者特約 ■妊娠に伴う身体障害補償特約 ■保険金支払条件変更（フランチャイズ）特約（所得補償保険用）

②被保険者の範囲

●所得補償保険は会社員や自営業の方など、働いて収入（所得）を得ている方が被保険者となります。ここでいう所得とは、勤労により得られるものをいい、利息収入や家賃収入等は含まれません。

※「家事従事者特約」をセットすることにより、家事従事者（被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を主として行っている方）を被保険者とすることができます。

●被保険者としてご加入できる方は、始期日時点における年令が満15才以上の方となります。

2. 基本となる補償 等

(1)基本となる補償　契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合が異ります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	身体障害により、就業不能となった場合に、就業不能期間(注1)1か月について保険証券記載の保険金額をお支払いします。 ＊1平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額を就業不能期間1か月についての支払保険金の額とします。 ＊2就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月を30日とした日割計算により支払保険金の額を決定します。	●保険期間の開始時(注2)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合(注3) ●治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業不能 ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業不能 ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注4) ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガによる就業不能 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能 ●被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能 ●被保険者の妊娠、出産を原因として発生した就業不能 ●特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能　など

(注1)就業不能期間とは、保険証券記載のてん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。
(注2)継続契約の場合は、継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時となります。
(注3)この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間の開始時(注2)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注2)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いできることがあります。
(注4)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
※既に存在していた身体の障害または病気の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

裏面もご覧ください。➡

(250401)（2024年11月承認）GN24-300503（V03-952）

(2) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

所得補償保険は、補償内容が同様の保険契約（所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(3) 主な特約の概要 契約概要

●骨髄採取手術に伴う入院補償特約

骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券記載業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。

※初年度契約については1年の待機期間があります。

●保険金支払条件変更（フランチャイズ）特約（所得補償保険用）

被保険者の就業不能が開始した日からその日を含めて免責期間終了日以降もなお就業不能状態の場合、就業不能の開始日から所得補償保険金をお支払いする特約です。

(4) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。

①職業・職務などにより引受けの限度額があります。

②所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的保険制度(注)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

(注) 公的保険制度とは、健康保険法等法律に基づく保険制度をいいます。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①**保険期間：**1年間

②**補償の開始：**始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)

③**補償の終了：**満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

①保険料は、保険金額、職業・職務および年令等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。

②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

①ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます（ご契約内容により現金で払い込むこともできます）。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。

※現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

［○：選択できます　✕：選択できません］

主な払込方法	分割払（月払）(注1)	一時払
口座振替	○	○
クレジットカード払	○ (注2)	○
払込票払	✕	○

(注1) 保険料割増が適用されます。
(注2) 初回保険料のみ選択できます。

②保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、次の就業不能に対しては保険金をお支払いできません。

●代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に被った身体障害による就業不能
●代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に始まった就業不能

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

口座振替または払込取扱票により払い込む初回保険料および第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります(注)が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替については、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末まで払込みを猶予します。なお、分割保険料の口座振替が2か月連続でできないことが保険期間中に2回以上となる場合には、原則として満期日までの未払込分の保険料全額を一括して請求します。

初回保険料の払込前に就業不能を被った場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(250401)（2024年11月承認）GN24-300503（V03-952）

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項）　注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

(注)次において、[3]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

【告知事項】

[1] 被保険者の生年月日、年令、職業・職務(注)

(注) 職種級別は、保険料の算出や保険金の支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。
※下表に記載のないご職業は、代理店・扱者までお問合わせください。

級別	職業例	
1級	会社役員・管理職（作業危険のない方）、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員（危険物を取り扱わない方）	等
2級	研究者・技術者（危険物を取り扱わない方）、電気機械器具組立工（手工）、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人	等
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業者、建設機械運転工	等

[2] 健康状態告知

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(＊)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(＊)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(＊)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
  (＊)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

[3] 同じ被保険者について身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無

(注) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）　注意喚起情報

この保険は保険期間が1年のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約　注意喚起情報

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約（所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項

①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。
②新たなご契約の保険期間の開始時より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）　注意喚起情報

(1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

被保険者が職業・職務を変更した場合

(2) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
②ご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合
③ご契約後に所得が著しく減少した場合
④特約の追加など、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金　契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります（特に、初回保険料を口座振替で払い込む分割払のご契約については、追加請求が発生します）。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3. 被保険者からの解約　注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

裏面もご覧ください。➡

(250401) (2024年11月承認) GN24-300503(V03-952)

41

その他、ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

就業不能が開始した場合、30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」の「保険金のご請求時にご提出していただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合
しおり「事故が起こった場合の手続き」参照

2 個人情報の取扱い（注意喚起情報）

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

●**契約等の情報交換について**

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●**再保険について**

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

3 契約取扱者の権限（注意喚起情報）

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として身体障害を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 継続契約について

●保険金請求状況や年令などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。
●継続前の契約に比べて補償内容を拡大する場合は、健康状態によって、ご契約を継続できないことまたは補償内容を変更させていただくことがあります。
●継続契約の始期日における年令等によって、継続契約の保険料は、継続前契約の保険料と異なることがあります。
●当社が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6 請求権等の代位について

所得補償保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①当社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合
被保険者が取得した債権の全額
②上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、当社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。
※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

7 共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

8 保険会社破綻時等の取扱い（注意喚起情報）

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。

（250401）（2024年11月承認）GN24-300503（V03-952）

<ご注意>

ここにご案内する賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず事前に引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

<複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）>

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<損害保険契約者保護制度について>

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

●賠償責任保険（メンバー賠償責任保険・スクーバセンター店舗関連賠償責任保険・メンバー生産物賠償責任保険・ダイビングボート補償保険・使用者賠償責任補償）

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

●傷害保険

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
※ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

●所得補償保険

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。

取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●お問合わせ・お申込は…

□ メンバー賠償責任保険

取扱代理店：株式会社ナウイエンタープライズ

Tel 03−5956−9922　Fax 03−5956−9923
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3−2−3
第一主田ビル7F

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部営業第一課

Tel 050−3460−1058　Fax 03−6748−7845
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ15階

□ 傷害保険、スクーバセンター店舗関連賠償責任保険、メンバー生産物賠償責任保険、ダイビングボート補償保険 使用者賠償責任補償、所得補償保険

取扱幹事代理店：株式会社集成社

Tel 03−3442−0411　Fax 03−3442−0410
〒141-0022 東京都品川区東五反田5−25−18

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部営業第一課

Tel 050−3460−1058　Fax 03−6748−7845
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ15階

2025年9月承認　A25-101815

＜株式会社ナウイエンタープライズ・株式会社集成社と引受保険会社からのお知らせ＞

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（取扱代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。